



RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-030

【WTOパネル・上級委員会報告書解説③⑤】
韓国－放射性核種事件（DS495）
－放射能汚染を理由とした通商規制に関するSPS協定上の争点－

邵 洪範
東京大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑳】

韓国—放射性核種事件 (DS495)

—放射能汚染を理由とした通商規制に関する SPS 協定上の争点—*

邵 洪範 (東京大学) †

要 旨

本件は、2011年3月11日、東日本大震災によって発生した福島第1原子力発電所事故後、放射能汚染の懸念に対処するという理由の下で韓国が採用し、維持していた日本産水産物に対する輸入禁止措置及び放射性核種の追加的検査要件が SPS 協定に違反するとして、日本がその SPS 協定整合性を問題視した事案である。本件は、放射性核種という汚染物質を対象とした SPS 措置が WTO 紛争で取り扱われた最初の事例であり、放射能汚染の一般的性質、本件の背景となった事故の特殊性及び放射性核種と健康リスクの相互関係などを含む、様々な技術的・科学的要素が WTO 法の文脈で検討される機会となった。本件では、韓国の措置が SPS 協定 2 条 3 項 (無差別原則)、5 条 6 項 (貿易制限性)、7 条・附属書 B (透明性の確保) 及び 8 条・附属書 C (管理、検査及び承認の手続) の規定に違反するかどうか为主要争点となり、特に、5 条 6 項の解釈・適用における ALOP の決定の問題、2 条 3 項の解釈・適用における領域的条件の意義、5 条 7 項の適用に関する論点を含めて、注目すべき解釈がなされた。パネルは一部の手続上の争点を除いて韓国の措置が SPS 協定の諸規定に違反すると認定したが、上級委員会は、ほぼ全ての論点につき韓国の措置が SPS 協定に違反するとのパネルの認定を破棄した。その結果、韓国の措置は維持されることとなった。本稿では、パネル・上級委員会報告書を概観した上で、本件における主要論点及び示唆について議論する。

キーワード：WTO、SPS 協定、放射性核種、放射能汚染、ALOP、無差別原則、貿易制限性

JEL classification: F13, K33, Q18

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び (独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、(独) 経済産業研究所におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究 (第 V 期)」(代表・川瀬剛志) の成果の一部である。(独) 経済産業研究所における 2020 年 7 月 31 日の研究会及び同年 10 月 6 日の PDP 検討会において、参加者から貴重なコメントを頂戴した。

† ソウ ホンボム、日本学術振興会外国人特別研究員 (東京大学大学院法学政治学研究科) / e-mail: cyberhb@gmail.com

I. はじめに

本件 (DS495) は¹、2011 年 3 月 11 日、日本の東北地方を襲った東日本大震災によって発生した福島第一原発 (The Fukushima Dai-ichi Nuclear Power Plant (FDNPP)) 事故後、放射能汚染の懸念に対処するという理由の下、韓国が採用及び維持していた日本産水産物の輸入禁止措置及び放射性核種の追加的検査要件が SPS 協定に違反するとして、日本がその SPS 協定整合性を問題視し、WTO に提訴 (2015 年 5 月 21 日) した事案である。本件は、今まで WTO 紛争では取り扱われることのなかった放射性核種という汚染物質を対象とした SPS 措置の整合性が問題となった事例であり、放射能汚染の一般的性質、FDNPP 事故の経緯や特殊性、放射性核種がもたらす人の健康に対するリスク及びその評価 (方法) を含む、様々な技術的・科学的な要素が WTO 法の文脈で検討される機会となった。

SPS 協定は、科学的根拠の原則を定めるのがその特徴といえるが²、本件では韓国の措置が科学的原則に基づいているかどうかは争われていない。本件では、韓国の措置が SPS 協定 2 条 3 項 (無差別原則)、5 条 6 項 (貿易制限性)、5 条 7 項 (暫定措置)、7 条・附属書 B (透明性の確保) 及び 8 条・附属書 C (管理、検査及び承認の手続) の規定に違反するかどうか争点となり、特に、5 条 6 項の解釈・適用における ALOP の決定の問題、2 条 3 項の解釈・適用における領域的条件の意義、5 条 7 項の適用・援用に関する論点を含めて、SPS 協定の法解釈及び法適用上の様々な争点が検討された。

パネルは、一部の手続的争点 (8 条・附属書 C) を除き、韓国の措置が SPS 協定 2 条 3 項、5 条 6 項、5 条 7 項、7 条・附属書 B(1)及び(3)に違反すると判断したが、上級委員会は、7 条・附属書 B(1)の争点を除き、韓国の措置が 2 条 3 項、5 条 6 項、5 条 7 項、7 条・附属書 B(3)に違反するとしてパネルの認定を破棄又は無効とした。本件の上級委員会の判断によって日本産水産物に対する韓国の輸入禁止措置及び放射性核種の追加的検査要件は維持される結果となった。以下、パネル報告書及び上級委員会報告書の概要を検討した上で、個別争点及び本件の示唆について議論することとしたい。

¹ Panel Report, *Korea – Import Bans, and Testing and Certification Requirements for Radionuclides (Korea – Radionuclides)*, WT/DS495/R and Add.1, adopted 26 April 2019, as modified by Appellate Body Report WT/DS495/AB/R; Appellate Body Report, *Korea – Import Bans, and Testing and Certification Requirements for Radionuclides (Korea – Radionuclides)*, WT/DS495/AB/R and Add.1, adopted 26 April 2019.

² 科学的根拠及び適切な危険性評価に基づく加盟国の義務を定める SPS 協定 2 条 2 項及び 5 条 1 項の解釈・適用が主たる争点となった代表的な事例としては、*Australia – Salmon* 事件 (DS18)、*Japan – Agricultural Products II* 事件 (DS76)、*Japan – Apples* 事件 (DS245)、*EC – Approval and Marketing of Biotech Products* 事件 (DS291、DS292、DS293)、*US – Continued Suspension* 事件 (DS320)、*US – Poultry (China)* 事件 (DS392)、*Australia – Apples* 事件 (DS367) ; *India – Agricultural Products* 事件 (DS430); *US – Animals* 事件 (DS447) ; *Russia – Pigs (EU)* 事件 (DS475) がある。

II. 事案の概要

1. 手続的経緯

| | |
|---------------|----------------|
| 協議要請 | 2015年5月21日 |
| パネル設置要請 | 2015年8月20日 |
| パネル設置 | 2015年9月28日 |
| パネル構成 | 2016年2月8日 |
| 第1回パネル会合 | 2016年7月12日-13日 |
| 第2回パネル会合 | 2017年2月13日-14日 |
| パネル報告書加盟国配布 | 2018年2月22日 |
| 韓国の上訴通知 | 2018年4月9日 |
| 日本の上訴通知 | 2018年4月16日 |
| 上級委員会報告書加盟国配布 | 2019年4月11日 |
| DSB 採択 | 2019年4月26日 |
| 履行完了通知（韓国） | 2019年5月30日 |

パネリスト：William Ehlers（議長/ウルグアイ）、Ezzeddine Boutrif（チュニジア）、Minn Naing Oo（星）

上級委員会：Shree B.C. Servansing（議長）、Ujal Singh Bhatia、Thomas R. Graham

第三国参加：米国、EU、ノルウェー、ニュージーランド、印度、ロシア、台湾、中国、グアテマラ、カナダ、ブラジル

カナダ、ノルウェー及び台湾は第三国の権利拡大³を要請（P: 1.14）。パネルは拒否（P: 1.17）。

2. 措置の概要

2011年3月11日に発生したFDNPP事故の数日後、韓国政府はいくつかの規制措置を採用した。韓国の農林水産食品部（MIFAFF）⁴は、水産物・畜産物の規制を担当し、食品医薬品安全庁

³ 特に、パネルとの質疑応答を含めて中間報告書配布までの紛争当事国の全ての意見書及び陳述の電子コピーを受け取る権利、ならびに、パネル会合の全過程に紛争当事国と一緒に参加する権利を求めた。Panel Report, Korea – Radionuclides, para. 1.14.

⁴ 2013年3月23日より農林畜産食品部（MAFRA）と海洋水産部（MOF）に改編され、廃止された。

(KFDA)⁵は、農林品・加工食品・食品添加物・健康機能食品の規制を担当する。後者の対象品目を「非水産物」とする (P: 2.87)。

FDNPP 事故への対応として韓国が採用した一連の措置をまとめると、以下の通りである。

日本輸出前の証明書要件：韓国は日本からの輸入が許容される産品については、証明要件を導入している。2011年5月1日、韓国政府 (KFDA) は日本の全都道府県から輸入される非水産物 (畜産物を除く) について産地証明書を要求。2週間後に、韓国政府 (MIFAFF) はこの産地証明書要件を日本の全都道府県から輸入される水産物及び畜産物にも適用した。日本は、この産地証明要件を本件で問題視しない (P: 2.88-2.90)。

同時に韓国政府は、食品から放射性物質が検出された13県から輸入される非水産物については、産地証明書とともにセシウム及びヨウ素に関する輸出前の検査証明書を要求 (セシウムについては 370Bq/kg・2012年4月以降は 100Bq/kg、ヨウ素については 300Bq/kg の許容限度以内であることが証明されなければならない)。2週間後の2011年5月14日、韓国政府は、同様のセシウム及びヨウ素の検査証明要件を水産物についても適用。水産物については、この要件の対象となる県が2回変更され、2013年半ばには16県にまで拡大された。2013年、これら16県⁶のうち8県⁷から輸入される全ての水産物については包括的輸入禁止が適用され、残りの8県⁸だけが、一定の要件 (産地証明要件・セシウム及びヨウ素の検査証明要件) に従って韓国に水産物を輸出できる状況である (P: 2.91-2.94)。日本はこの産地証明要件/セシウム及びヨウ素の検査証明要件を本件で問題視しない (P: 2.95)。

入国時に (At-the-Border) 全貨物の検査：韓国政府は日本産品中のセシウム及びヨウ素について「入国時の検査」を強化。事故前は、韓国は無作為に抽出された貨物のサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査を実施していたが、2011年3月14日より、韓国政府は日本の全都道府県から輸入される新鮮な農林物及び畜産物、そして放射性物質が検出された4県 (福島、青森、宮城、岩手) から輸入される水産物については、全貨物から抽出されたサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査を実施。数日後、非水産物については、日本から輸入される全農産物 (新鮮、乾燥、冷蔵及び冷凍)、加工品、食品添加物及び健康食品にまでその対象が拡大された。2011年3月末には、検査要件の対象がさらに拡大され、水産物については、4県を対象としていたのが

⁵ 2013年3月23日より、食品医薬安全処 (MFDS) に改編された。

⁶ 愛知、青森、千葉、愛媛、福島、群馬、北海道、茨城、岩手、鹿児島、神奈川、熊本、三重、宮城、栃木、東京。

⁷ 包括的輸入禁止の対象は、青森、千葉、福島、群馬、茨城、岩手、宮城、栃木。

⁸ 愛知、愛媛、北海道、鹿児島、神奈川、熊本、三重、東京。

日本の全都道府県からの全貨物にその対象が拡大された。日本産品の全貨物のサンプルについての検査は現在も維持されている。日本は、産地に関わらずに日本からの全貨物について要求される入国時のセシウムの検査要件を本件で問題視しない (P: 2.96-2.97)。

その他の放射性核種の追加的検査 (2011 年追加的検査要件)： 2011 年 5 月より、韓国政府は、日本の全都道府県からの非水産物（畜産物を除く）について、セシウムが微量（0.5Bq/kg）でも検出されれば、プルトニウム及びストロンチウムなどその他放射性核種の追加的な検査証明を求める措置を実施した (P: 2.98)。

拡大されたその他放射性核種の検査 (2013 年追加的検査要件)： 2013 年 9 月、韓国政府は、追加的検査要件の対象を水産物及び畜産物にまで拡大。日本は、非水産物（2011 年）（畜産物に関しては 2013 年）及び水産物（2013 年）について、セシウムが検出された場合にその他放射性核種についての検査を求める韓国の要件を問題視する (P: 2.100-2.102)。

セシウム基準の調整： 2012 年 4 月、韓国は日本産輸入産品については、下方修正されたセシウム基準を適用開始した（370Bq/kg → 100Bq/kg）。2013 年 9 月より、韓国は原産地を問わず全産品について、100Bq/kg のセシウム基準を適用開始した。日本は、韓国の放射能基準を本件で問題視しない (P: 2.103)。

産品別輸入禁止： 韓国は、日本のいくつかの地域からの特定の産品に対して輸入禁止を実施した。これらの産品別輸入禁止は、一般に日本が自国内で適用していた出荷制限（distribution restrictions）を倣ったものである。パネルの設置時点である 2015 年 9 月 28 日現在、13 県からの非水産物 27 品目が産品別輸入禁止の対象となっている。日本は、これらの非水産物についての韓国の禁輸措置を問題視しない。

2011 年 4 月から 2013 年 8 月までにかけて、韓国は、日本の 8 県⁹の水産物 50 品目につき、産品別輸入禁止を採用。日本はこのうち 2 品目、すなわち、福島県のスケトウダラ／青森県、福島県、茨城県、岩手県及び宮城県のマダラに対する輸入禁止を問題視する。韓国は、日本が国内で採用していた出荷制限を倣ってこれらの産品別輸入禁止を実施した。日本国内の出荷制限は撤回されたが、韓国の輸入禁止は維持されている (P: 2.104-2.106)。

⁹ 産品別輸入禁止（水産物）の対象となったのは、青森、千葉、福島、群馬、茨城、岩手、宮城、栃木の 8 県である。

包括的輸入禁止： 韓国は、2013年9月に韓国総理室（Korea's Prime Minister's Office）のプレスリリースを通じて、青森県、千葉県、福島県、群馬県、茨城県、岩手県、宮城県及び栃木県の8県産の全ての水産物について輸入禁止を実施すると公表した。この包括的輸入禁止のうち、日本は、水産物28品目¹⁰に対する輸入禁止を問題視する。日本が問題視する上記の産品別輸入禁止の対象品目（5県産のマダラ／1県産のスケトウダラ）は、この28品目に含まれるため、韓国の輸入禁止に関する日本の主張の全てはこの水産物28品目の輸入禁止に限定される（P: 2.107-2.110）。

本件で日本が問題視する韓国のSPS措置は、2種類の追加的検査要件（2011年追加検査要件（畜産物を除く非水産物）／2013年追加検査要件（水産物及び畜産物））と2種類の輸入禁止措置（2012年産品別輸入禁止（福島県のスケトウダラ・青森県、福島県、茨城県、岩手県及び宮城県の5県産のマダラ）／2013年包括的輸入禁止（青森県、千葉県、福島県、群馬県、茨城県、岩手県、宮城県及び栃木県の8県産の水産物28品目））、である（P: 2.113-2.114）。

<日本が問題視する韓国の措置の概要>

| 措置の内容 | 対象産品 | 対象都道府県 | 措置の採用日 |
|-------------------------|----------------------------|--------------------------------------|------------|
| 他の放射性核種の検査要求 (2011年) | 全農林物、加工食品、食品 添加物、健康機能食品 | 全都道府県 | 2011年5月1日 |
| 産品別輸入禁止 | マダラ | 宮城、岩手 | 2012年5月2日 |
| 産品別輸入禁止 | マダラ・スケトウダラ | 福島 | 2012年6月22日 |
| 産品別輸入禁止 | マダラ | 青森 | 2012年8月27日 |
| 産品別輸入禁止 | マダラ | 茨城 | 2012年11月9日 |
| 包括的輸入禁止 | 28品目の水産物 | 8県（青森、千葉、福島、 群馬、茨城、岩手、宮城及 び栃木） | 2013年9月9日 |
| 他の放射性核種の検査要求 (2013年) | 全水産物及び畜産物 | 全都道府県 | 2013年9月9日 |

(パネル報告書の63頁のTable 8より作成)

¹⁰ 28品目の水産物は次の通りである。マイワシ、カタクチイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、ブリ、スケトウダラ、マダラ、シロザケ、キンメダイ、クロマグロ、ビンナガ、メバチ、キハダ、マカジキ、メカジキ、カツオ、ヨシキリザメ、ネズミザメ、サンマ、スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、アワビ、ホタテガイ、マガキ、マボヤ。

韓国の検査要件の運用

韓国は日本からの全貨物から無作為に抽出されたサンプルについて、セシウム及びヨウ素の検査を要求する。これに加えて、韓国は 2011 年 5 月より、農産物、加工食品及び食品添加物につき、他の Codex 放射性核種の検査要件を実施した。この要件によると、日本産の農産物・加工食品・食品添加物からヨウ素・セシウムが発見された場合、他の Codex 放射性核種についての検査証明書の提出が要求される (2011 年追加的検査要件)。この要件は、2013 年に公表された措置を通じて、日本産の水産物及び畜産物にまで拡大適用された (2013 年追加検査要件)。韓国の検査要件は、①市販前 (pre-market) の検査要件 (日本輸出前検査・入国時検査・国内検査)、②販売時 (point-of-sale) の検査要件で構成される (P: 7.34)。

パネルは、韓国の検査要件につき次のように結論付ける。

- a. 13 県産の日本産食品及び 8 県産の日本産水産物の全貨物については、輸出前のセシウム及びヨウ素の検査が要求される。
- b. 入国時のセシウム及びヨウ素の検査は、
 - i. 以下の産地以外からの輸入品については、無作為に (randomly) 要求される (100Bq/kg の許容限度が適用)。
 - ii. 40 カ国以上から輸入される特定の産品 (乾燥果実及びきのこ類) については、入国時により高い頻度で、無作為に要求される。ウクライナ、フランス、デンマーク及びスウェーデンの特定の生産業者からのブルベリーについては、全貨物を対象に要求される (100Bq/kg の許容限度が適用)。
 - iii. 日本産品については、常に要求される。しかし、輸出前の証明書が 1Bq/kg 超のセシウム又はヨウ素の水準を示す場合、韓国はこの検査を実施しないと決定することができる (検出されたセシウム又はヨウ素の水準が 0.5Bq/kg 超の場合、追加的検査の対象となる)。セシウム又はヨウ素の水準が 100Bq/kg 超の場合、当該産品は拒否される)。
- c. 2014 年以降、韓国は無作為に抽出された国内農産物及び水産物に対し、市販前 (pre-market) のセシウム及びヨウ素の検査を実施してきたが (100Bq/kg の許容限度が適用)、この段階で追加的検査が実施されたという記録上の証拠はない。
- d. 販売時のセシウム及びヨウ素の検査と (必要になった場合の) 追加的検査は、韓国で消費される 150 品目について無作為に実施される。これらの 150 品目から 0.5Bq/kg 超のセシウム又はヨウ素が検出された場合、少なくともストロンチウム及びプルトニウムの追加的検査

査が実施される。

- e. サンプルが追加的検査に移行されると、日本産品、他の輸入品及び韓国国内産品に対するストロンチウム及びプルトニウムの検査が実施される。韓国当局は裁量によって、他のCodex 放射性核種に関する検査証明書を要求することができる。
- f. 追加的検査は、日本政府が検査施設を指定、認可又は承認した場合に限り、韓国で実施することができる (P:7.65)。

<韓国の検査要件の要約>

| 輸出前 (PRE-MARKET) | | |
|------------------------------------|-----|------|
| 日本 | 他の国 | 韓国国内 |
| 13 県産の食品及び 8 県産の水産物のセシウム及びヨウ素の検査証明 | | |



| 入国時 (AT-THE-BOARDER) | | 生産段階 |
|---|--|--|
| 日本 | 他の国 | 韓国国内 |
| 産地証明 | 産地証明 | |
| <u>全貨物 (every consignment)</u> からのサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査 | <u>無作為に抽出された貨物</u> からのサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査。40 カ国以上の国からの特定の製品についてはより高い頻度で。ウクライナ、フランス、デンマーク及びスウェーデンの特定の生産者からのブルーベリー製品については全貨物を対象 | 頻繁に消費される農産物及び水産物の優先 100 品目から <u>無作為に抽出された</u> サンプルについてセシウム及びヨウ素の検査 |
| セシウム又はヨウ素が <u>0.5Bq/kg 超の場合</u> 、少なくともストロンチウム及びプルトニウムの <u>追加的検査</u> 。セシウム又はヨウ素が 100Bq/kg 超の場合、積荷の拒否 | セシウム又はヨウ素が 100Bq/kg 超の場合、積荷の拒否 | セシウム又はヨウ素について 100Bq/kg の許容限度 |



| 販売時 (point-of-sale) | | |
|---|---|---|
| 日本 | 他の国 | 国内 |
| 最も頻繁に消費される 150 品目から無作為に抽出されたサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査 | 最も頻繁に消費される 150 品目から無作為に抽出されたサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査 | 最も頻繁に消費される 150 品目から無作為に抽出されたサンプルについてセシウム及びヨウ素の検査 |
| セシウム又はヨウ素が <u>0.5Bq/kg 超の場合</u> 、少なくともストロンチウム及びプルトニウムの追加的検査 | セシウム又はヨウ素が <u>0.5Bq/kg 超の場合</u> 、少なくともストロンチウム及びプルトニウムの追加的検査 | セシウム又はヨウ素が <u>0.5Bq/kg 超の場合</u> 、少なくともストロンチウム及びプルトニウムの追加的検査 |

(パネル報告書の 91-92 頁の Table 9 より作成)

III. パネル報告書の概要

1. 請求の要約

日本は、①輸入禁止及び追加的検査要件に関連して、韓国が SPS 協定 7 条及び附属書 B(1)・(3)の透明性要件を遵守しなかったこと、②韓国の水産物 28 品目に対する輸入禁止及び追加的検査要件が、SPS 協定 2 条 3 項と 5 条 6 項に違反すること、③韓国の追加的検査要件が SPS 協定 8 条及び附属書 C(1)(a)・(1)(c)・(1)(e)・(1)(g)に違反すること、を認定するようパネルに要請する (P: 3.1)。

韓国は、本件における日本の主張を退けるようパネルに要請する (P: 3.3)。

2. 検討の順序

検討は、SPS 協定 1 条 1 項及び附属書 A(1)、韓国の検査要件の運用¹¹、5 条 7 項、5 条 6 項、2 条 3 項、8 条及び附属書 C、ならびに、7 条及び附属書 B の順序で行う (P: 7.18)。

3. 争点①：韓国の措置は SPS 措置に該当するか

SPS 協定が適用されるためには 2 つの条件がある。第 1 に、当該措置が附属書 A で定義する SPS 措置であること、第 2 に、当該措置が国際貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があること (P: 7.22)。パネルは、韓国の輸入禁止及び追加的検査要件が食品中の汚染物質の存在に起因するリスクから人の健康を保護するために適用されたと認定する。これらの措置は国際貿易に直接又は間接に影響を及ぼす。したがって、韓国の措置は SPS 協定 1 条の意味における SPS 措置である (P: 7.32)。

4. 争点②：暫定措置 (5 条 7 項)

韓国は、自国の措置が SPS 協定 5 条 7 項に従って暫定的に採用されたと主張する。韓国は、当該措置が暫定的に採用されたものであることから、これは、SPS 協定の他規定の下での日本の

¹¹ 本稿の 7 頁~9 頁を参照のこと。

主張の実質的な要素についてのパネルの分析に影響を与えると主張する。パネルは先に韓国の措置が 5 条 7 項の範疇に入るかどうかを検討し、次いで、必要であれば、それが日本の主張に対するパネルの審査にどのように影響するかという問題を検討する (P: 7.67)。

4.1 5 条 7 項の立証責任

【韓国の主張】 5 条 7 項は SPS 協定の核心的な部分であり、同規定は SPS 協定の全規定の解釈において文脈を提供する。したがって、日本が 5 条 1 項の下で主張を提起しなかったとしても、科学的証拠の不十分性はパネルが日本の主張 (2 条 3 項、5 条 6 項、8 条、附属書 C(1)(a)・(c)) を考慮するにあたり、関連する要素である。5 条 7 項の下で立証責任を負担するのは日本であり、日本が当該規定に関する主張を提起しなかったため、パネルは韓国の措置が 5 条 7 項の範疇に入るものと推定すべきである (P: 7.70)。

【日本の主張】 5 条 7 項は、適切に援用された場合、2 条 3 項、5 条 6 項、7 条及び 8 条の義務に対してではなく、5 条 1 項の義務に対する条件付き免除として機能する。科学的証拠の不十分性が他規定の検討において考慮されうるという点には同意する。立証責任に関しては、5 条 7 項を援用する韓国が、同条項の要件が充足されたことを証明する責任を負う (P: 7.71)。

【パネルの検討】 パネルの見解では、韓国の前提 (premise) に立つと、もし申立国がパネルの設置要請において 5 条 7 項に関する主張を提起しなかった場合、被申立国はただ自国の措置が 5 条 7 項の意味における暫定措置であることを何ら証明なしに主張するだけで足りることとなり、それゆえ、被申立国は SPS 協定における様々な義務から自動的に免除されることになってしまう。こうした解釈は、SPS 協定の下で主張を提起する全ての申立国に対して、仮に 5 条 7 項が無関係な場合でも同条項を援用するよう要求することとなり、申立国は、そのような訴訟戦略 (litigation tactic) が用いられるのを防止するために、同条項の適用可能性の反証に相当な時間を費やすことになる (P: 7.74)。US - Animals 事件のパネルは、「特定の WTO 義務からの免除を明確にするか又はそれから逸脱する権限を与える 5 条 7 項又は他の条項に関する判例において、何かを主張する側が立証責任を負うという基本的な前提に取って代わるものはない」と正しく指摘した。したがって、韓国の措置に 5 条 7 項が適用可能であることを立証する責任は韓国にある (P: 7.75)。

4.2 5条7項の4つの要件

5条7項は、加盟国が5条7項の4つの要件を満たす限り、5条1項に適合する危険性評価に基づくことなく、暫定的なSPS措置を採用し維持することができると規定する。4つの要件は、①関連の科学的情報が危険性評価を実施するのに不十分であること、②暫定措置が入手可能な適切な情報に基づいて採用されること、③加盟国が一層客観的な危険性評価のために必要な追加の情報を得るよう努めること、④SPS措置を維持する加盟国は、妥当な期間内に当該措置を再検討すること、である。4つの要件は累積的であり、SPS措置が5条7項の範疇に入るためには、かかる4つの要件全てを満たさなければならない（P: 7.76）。

第①要件（科学的情報の不十分性）

【韓国の主張】 FDNPP から放出された放射性核種に汚染された日本産食品を消費することの危険性を適切に評価するための科学的証拠が不十分である。FDNPP 事故時及び事故後の放射性核種の放出の程度を知るための情報が不十分である（P: 7.79）。日本の食品モニタリング・プログラムの一部として収集されたデータは実用性と代表性の面から限定的であり、FDNPP 事故の特殊性（液体放射能廃棄物の放流が継続中であることを含む）のため、セシウム以外の放射性核種に関する情報が不十分である（P: 7.81）。

【日本の主張】 日本産食品に対する差別を正当化するような、又は、これらの産品に対して貿易制限を課する必要を生じさせるような、関連の科学的証拠の不確実性又は不十分性は存在しない。韓国は関連の科学的証拠を評価しておらず、広範な科学的証拠を無視している。韓国が当該入手可能な科学的証拠を考慮しないと決定したことが、当該証拠の存在に対する反論にはならない（P: 7.82）。

【パネルの検討】 パネルは、日本が2011年3月に非常事態を根拠に危険性評価なしに自ら措置を採用したことに注目する。したがって、2011年追加的検査要件については、パネルは、それが科学的証拠の不十分な状況で採用されたと考える（P: 7.84）。

次いでパネルは、事故の緊急時以降に採用された措置について検討する。韓国は、日本が国内で採用していた出荷制限を倣って産品別輸入禁止を採用したが、日本は、食品安全委員会の評価に基づき、これらの措置を採用し、後に撤回した（P: 7.86）。2013年に韓国は8県からの全水産

物に対する包括的輸入禁止を導入し、追加的検査要件の対象品目を水産物及び畜産物にまで拡大した。これらの措置は、2013年7月にFDNPPでの流出が発表（disclosure）されたことへの対応であった（P: 7.87）。韓国は、2013年7月以降の記事を指しながら、発表されていない放射性核種の流出量があり、放出総量に関する不確実性は、危険性評価を遂行するための科学的証拠が不十分であることを意味すると主張する（P: 7.88）。

（海に放出された放射能の）具体的な量と日にちの特定はできないものの、一部の推定値（some estimates）は入手可能であった。（本報告書で）参照された上記の情報¹²の全ては、韓国が2013年に措置を採用する前に入手可能なものであった。また、パネルは、FDNPP敷地での海水モニタリングの資料、ERD（環境放射線データベース）の資料、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の資料及び日本における進行中の環境的状況に関するその他の科学研究が全て入手可能であることに注目する（P: 7.91）。

パネルは、追加的な流出又は放射性核種の量及び割合に関する不確実性と日本産食品を消費することに伴う危険性を評価することとの関連について専門家に問い合わせた。専門家たちは、消費される食品に何があるのかを知るための最善の方法は、それを検査することであると再度強調した（P: 7.92）。（韓国はいくつかの環境的状況についての不確実性を指摘したが）韓国が提起した懸念事項¹³は、問題となっている危険性 — 汚染された食品の消費を通じて放射性核種に被曝されること — に関する危険性評価を実施する韓国の能力と直接に関連しない。専門家は満場一致で、そのような環境的情報は、特定の食品の汚染水準を決定することには関連しないと確認した（P: 7.93）。韓国は、将来の汚染可能性という現在の汚染に関連しない科学的証拠の不十分性についても言及する。これは、5条7項が取り扱うべきではないとされる、固有のかつ永久の不確実性の類型である（P: 7.95）。

パネルは、製品別輸入禁止、包括的輸入禁止及び2013年追加的検査要件については、危険性評価を実施するための科学的証拠が不十分ではなかったと結論付ける（P: 7.96）。

第②要件（入手可能な適切な情報に基づいて採用）

¹² 特にパネルは、FDNPPからの放出量を示すものとして、TEPCO（東京電力）が提供した資料、The National Geographicの記事などを参照した。Panel Report, Korea - Radionuclides, para. 7.91.

¹³ 韓国は次のような不確実性を指摘した。原子炉内に残留する放射性核種の量に関する不確実性；海底・沈殿物・土壌・空気での環境汚染水準に関する不確実性；新たな重大な放出があったかどうか；セシウムを含む微小粒子が存在する可能性に関する不確実性；川の集水域、河口及び海岸における放射性核種の沈殿に関する不確実性。本件の専門家は、かかる情報が放射性核種を含む食品の消費がもたらす人への危険性を評価するにあたって重要ではないと示唆した。詳細は、Ibid., para. 7.93.

【韓国の主張】 韓国の措置は、FDNPP 事故に伴う放射性核種の放出に関する情報、Codex 及びその他の国際基準やガイドラインを含めて入手可能な適切な情報に基づいている (P: 7.97)。

【日本の主張】 韓国はただ様々な情報を羅列しているだけで、措置がどのようにかかる情報に基づいているのかを説明していない (P: 7.97)。

【パネルの検討】 パネルは、2011 年追加的検査要件及び製品別輸入禁止は FDNPP 事故の直後に採用されたものであり、日本の国内措置を倣ったものであることに注目する。セシウムの最大限量を 100Bq/kg に低めたことについても同様にいえる。パネルは、その他の放射性核種に関しては、韓国が Codex ガイドライン・レベルを使用していることを想起する。パネルは、2011 年追加的検査要件及び製品別輸入禁止は、入手可能な関連の情報に基づいて採用されたと結論付ける (P: 7.98)。

包括的輸入禁止及び 2013 年追加的検査要件については、韓国は、自身の措置の基礎としたと主張する様々な情報を参照している。文書を羅列するだけでは十分でなく、加盟国は措置の基礎とした入手可能な関連の情報を提示しなければならない (P: 7.99-7.100)。措置と同時に公表された「日本から輸入される水産物の放射能核種の安全管理に関する Q&A (Q&A document on Radioactivity Safety Management of Fishery Products Imported from Japan)」では、Codex 基準以外は、いかなる情報も参照されていない。Codex 基準は、貿易禁止又は輸入禁止を要求しておらず、むしろ、産品が安全に貿易されるためのレベル (intervention levels) の設定を要求するだけである。両者が矛盾するならば、それは、一方が他方の基礎になるとはいえない。したがって、少なくとも包括的輸入禁止については、パネルは、Codex 基準が当該措置の基礎となったと結論できない。2013 年追加的検査要件については、我々は、韓国の実行機関に送られた行政指示でその他の放射性核種について Codex ガイドライン・レベルへの言及があることを確認した。しかし、韓国は、どうしてこのガイドライン・レベルが、0.5Bq/kg 超のセシウム又はヨウ素が検出された場合に追加的検査を要求する根拠になるのかを説明していない (P: 7.100)。

第③及び④要件

【日本の主張】 韓国は新しい情報を得ること及び情報を再検討することに積極的 (proactive) ではなかった (P: 7.103)。

【韓国の主張】 2011 年以降、継続的に自国の措置を再検討してきているが、そのような努力は、FDNPP における状況の持続的に変化する性質や新しい情報によって妨害されている。韓国は、何度も日本から情報を得るように努めた (P: 7.105)。

【パネルの検討】 記録上の証拠は、韓国が日本から追加の情報を得るように努めただけでなく、一般に入手可能な資料にも定期的にアクセスしていたことを証明する。証拠では、2014 年に韓国が 2013 年の措置の再検討を開始すると発表したことが示されている。しかしながら、その再検討は完結していない。韓国は、再検討の遅延についての合法的な正当性を提供していない。したがって、パネルは、韓国が妥当な期間内に当該措置を再検討しなかったと認定する (P: 7.107)。

4.3 5 条 7 項の結論

パネルは、2011 年追加的検査要件については、科学的証拠が不十分であったと認定するが、産品別輸入禁止、包括的輸入禁止又は 2013 年追加的検査要件の場合はそうではない (P: 7.108)。 パネルは、韓国が 2011 年追加的検査要件及び産品別輸入禁止を入手可能な適切な情報に基づいたと認定する。しかしながら、包括的輸入禁止及び 2013 年追加的検査要件の場合はそうではない (P: 7.109)。韓国は日本から追加の情報を得るように努めた。しかしながら、韓国は妥当な期間内に措置を再検討しなかった (P: 7.110)。韓国は、5 条 7 項における 4 つの累積的な要素の全てを満たしていないため、パネルは、韓国の措置が 5 条 7 項の範疇に入るものではないと認定する (P: 7.111)。 パネルは、これらの措置の暫定的な性質と日本が提起した SPS 協定の他規定におけるこれらの措置の整合性との関係について仮定 (assumptions) することはしない。パネルは、科学的証拠の性質、範囲及び質が、2 条 3 項、5 条 6 項及び 8 条 (附属書 C) の下で、日本の主張の構成要素が証明されたかどうかの問題に特に関連するという点には留意する (P: 7.112)。

5. 争点③：韓国の措置は必要以上に貿易制限的か (5 条 6 項)

Australia – Salmon 事件のパネル及び上級委員会は、5 条 6 項の違反を確定するための 3 段階審査を確認した。同審査の下で、①技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能な、②加盟国の ALOP (Appropriate Level of Protection : 適切な保護水準) を達成する、③問題となっている SPS 措置に比べて貿易制限の程度が相当に少ない他の SPS 措置が存在するか、以上の 3

つの要素が考慮される。3つの要素は累積的であり、5条6項の違反を立証するために、申立国はこれら3つの要素の全てを満たす代替措置を提示しなければならない (P: 7.116-118)。

日本は、1つの代替措置を提示し、それが、問題となっている措置に関する韓国の ALOP を達成できると主張する。日本は、セシウム及びその他の放射能核種の汚染を統制する手段として、製品中のセシウムの含有量が韓国の水準である 100Bq/kg を超過しないことを検証するというセシウム検査を提示する。日本は、日本製品のセシウムの水準が 100Bq/kg 未満である限りは、食品の消費を通じた韓国人の放射能核種による被曝が 1mSv/year 未満であることを、セシウムの検査のみで十分に保証できると主張する (P: 7.120)。

5.1 技術的・経済的実行可能性

【日本の主張】 韓国は輸入禁止の対象外の全ての日本産輸入品をセシウム及びヨウ素の検査の対象としているため、代替措置は韓国にとって合理的に利用可能である (P: 7.145)。

【韓国の主張】 特に主張なし (韓国は、日本の代替措置に関する技術的・経済的実行可能性については論じず、日本の代替措置は韓国の ALOP を達成しないため、5条6項の目的上、有効な代替措置を構成しないと主張) (P: 7.146-7.148)。

【パネルの検討】 韓国は、韓国に入国する日本製品の全貨物から無作為に抽出されたサンプルを対象に、既にセシウム及びヨウ素の検査を実施している。日本による一応の証明に対する韓国の反証がないため、当該代替措置が技術的・技術的に実行可能であることを日本が立証したと判断する (P: 7.144-7.149)。

5.2 日本の代替措置は韓国の措置よりも貿易制限の程度が相当に少ないか

【日本の主張】 追加的検査は、衛生検査の観点から不必要であり、検査に伴う追加的時間や費用のため、貿易制限的である (P: 7.151)。

【韓国の主張】 日本が提示する代替措置が輸入禁止に比べてより貿易制限的でないことは争わないが、代替措置が現行の追加的検査要件よりも貿易制限の程度が相当に (significantly) 少ないとはいえない (P: 7.150)。追加的検査が適用される現在の状況と日本の代替措置との間に (貿

易制限の程度の面から) 大きな差はない (P: 7.152)。

【パネルの検討】 追加的検査に伴う追加的費用や時間についての日本の一応の証明に対する反証がないため、提案された代替措置の貿易制限の程度は追加的検査要件よりも相当に少ないと認定する (P: 7.156)。

5.3 韓国の ALOP

【日本の主張】 韓国の ALOP は、1mSv/year である (P: 7.161)。

【韓国の主張】 韓国の ALOP は韓国人が消費する食品中の放射能水準を日常の環境に存在する水準 (at levels that exist in the ordinary environment)、つまり、重大な原子力事故に起因する放射能の不在、そして、食品中の放射能汚染を「合理的に達成可能な最低限 (as low as reasonably achievable (ALARA)) に維持すること」である (7.162)。この ALOP は固定された定量的な基準ではなく、むしろ 1mSv/year の線量限度の以下で (below)、非常に高い保護水準の達成を目指すものである。1mSv/year の線量限度は韓国の ALOP ではなく、むしろ「許容可能な」危険水準の上限であり、韓国の ALOP は、ALARA 原則として反映されている上記限度よりも低い水準である (P: 7.163)。

【パネルの検討】 パネルは、韓国が ALOP を自ら決定したこと、そして、韓国にとってこれらの概念が重要であり、韓国が SPS 措置を表現するにあたって (これらの概念が) 影響を与えた (inform) ことを受け入れる (accepts) (P: 7.171)。過去のパネルは、ALOP が内在的に (inherently) 反映されている SPS 措置を参照して ALOP を確認してきた。パネルの見解では、加盟国が汚染に対する明白な定量的限度をもって特定の措置を適用しているのならば、それは、その限度を下回る汚染水準を含む製品はその加盟国の ALOP を充足することになるという指標である。したがって、パネルは、日本の代替措置が次のように述べられた保護水準を達成できるかどうかを決定すべきと考える。

韓国の消費者によって消費される食品中の放射能水準を日常の環境 — 重大な原子力事故に起因する放射能が不在する — に存在する水準に維持し、かつ、したがって、食品中の放射能汚染の水準を 1mSv/year の線量限度の以下で「合理的に達成可能な最低限」 の水準に維持すること (下線は原文のまま)。

したがって、代替措置が 1mSv/year を下回る ALOP を達成できることを日本が立証できれば、日本は 5 条 6 項における 2 つ目の要素における立証責任を果たしたことになる (P: 7.172-7.173)。

5.4 日本が提案した代替措置

【パネルの検討】 パネルは、日本が提案した代替措置が韓国の ALOP を達成できるか否かを決定するために、①問題となっている汚染物質の確認及び判定、②日本産食品中の汚染水準、③日本の代替措置が採用された場合に韓国の消費者の食事による放射能被曝の程度、及び④リスクの判定、を分析し、この分析を土台にして、日本の代替措置によって達成できる保護水準を決定する。それから、パネルは、全体に照らして、セシウムのみを 100Bq/kg の水準で検査することが、韓国人消費者が年間 1mSv を下回る食品中の放射能核種に被曝されることを保証するのに十分であることを、日本が立証しているかどうかを決定する (P: 7.178)。

汚染物質： パネルは関連の汚染物質を確認し、それらの健康に対する潜在的な悪影響を確認する。パネルは、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の資料及び IAEA（国際原子力機関）の 2015 年事務総長報告書（Technical Volume 1）に基づいて、FDNPP 事故時に放出された主たる放射能核種は、Cs-134、Cs-137、及び I-131 であると結論付ける。ストロンチウム及びプルトニウムも放出された。パネルは、問題となっている韓国の措置がもつばら Cs-134、Cs-137、I-131、Sr-90 及び Pu-239 のみを明白に規制していることを確認した (P: 7.183)。これらの汚染物質の潜在的存在によって生じる有害性については、パネルは、それぞれの放射性核種が、人の体内内で確率的影響（stochastic effects）、すなわち、癌を引き起こす潜在性を持つと確認した (P: 7.196)。

これらの放射性核種の特性及び伝達因子の理解を通じて、人の消費のためのガイドライン・レベルを決定するための線量係数（dose coefficient）が開発された。この線量係数は ICRP（国際放射線防護委員会）によって開発された。この線量係数の開発において、ALARA 原則及び LNT アプローチが考慮されたというのが我々の理解である。Codex も食品中の物質に関するガイドラインの採用に際して ALARA 原則を使用する。両紛争当事国はセシウムを除く全ての放射能核種について Codex のガイドライン・レベルを使用する。両国ともセシウムについては、Codex レベルよりも 10 倍低い 100Bq/kg のレベルを採用している (P: 7.197-7.198)。

日本産食品中の汚染水準： パネルは、日本の資料が一般的に日本産食品中のセシウム及びその

他放射性核種のレベルに関する結論を導き出すための十分な根拠を提供すると判断する (P: 7.207)。証拠に基づいてパネルは、もしある食品中のセシウム値が 100Bq/kg 未満ならば、その食品中のストロンチウム、プルトニウム及びその他の放射性核種の含量は、それぞれ Codex ガイドライン・レベルを下回るだろうことを、日本が立証したと結論付ける (P: 7.226)。

食事被曝の程度： パネルは、食品中のセシウムの含量が 100Bq/kg 未満であることを保証する検査は、たとえ消費される食品が 100%日本原産であるとしても、1mSv/year を下回る、かつ、それより遥かに低い実効線量を保証するという結論が、証拠によって支持されていると認定する (P: 7.236)。専門家は、韓国の食料品市場における日本製品の占有率が事故前の水準である 0.37%に戻ったとしても、食事被曝は依然として 1mSv/year を下回るだろうという結論が、関連資料によって支持されていると説明した (P: 7.237)。

リスクの判定： 韓国の許容限度の上限は 1mSv/year である。韓国は、ICRP によって提示され、Codex による最大限度のガイドライン・レベルの開発に活用されたリスクの判定を、自身のものとして採用したようである。特に韓国が自国の限度を開発するにあたり、1mSv/year の線量限度及び放射性核種 20 種類に関する Codex ガイドライン・レベルを採用したことは、これらのレベル以下で食品は人が消費するのに安全なものとなされるべきであるという (韓国の) 理解を反映する (P: 7.240)。

日本の代替措置によって達成される保護水準： 2011 年追加的検査要件の採用については、日本産食品中の放射性核種のレベルについて結論を下すために必要な資料が不十分であった。したがって、パネルは、2011 年追加的検査要件が採用された時点で、日本の代替措置が 1mSv/year の線量限度を下回る被曝を保証できたか否かについて結論を下すことができない。2012 年産品別輸入禁止については、日本は自ら危険性評価を実施し、当該対象産品の出荷が安全ではないと判断していた。したがって、2012 年 5 県産のスケトウダラ及びマダラに関しては、日本の代替措置が 1mSv/year の線量限度を達成できたであろうとの結論は証拠によって支持されていない。しかしながら、2013 年以降は、セシウムのレベルが一貫して 100Bq/kg 未満であること、及び、ストロンチウム及びプルトニウムがそれぞれ Codex ガイドラインの基準に近いレベルですら検出されていないことを示す資料が十分にある (P: 7.244)。証拠は、日本の代替措置を実用すれば、たとえ消費される食品が 100%日本産だとしても、1mSv/year を下回る線量が保証されることを裏付けている (P: 7.244)。したがって、パネルは、日本の代替措置は 1mSv/year を下回る、かつ、

それより遥かに低い総線量を保証すると認定する (P: 7.245)。

5.5 日本の代替措置によって達成できる保護水準と韓国の ALOP との比較

【パネルの検討】 上記の通り、パネルは、韓国の ALOP が 1mSv/year と定量化されたものではなく、ALARA 原則の固守と日常の環境における水準以上に被曝を増やしたくないという願望を反映する、むしろ定性的な ALOP であると結論付けた。しかしながら、かかる定性的な ALOP は、韓国が食品に適用する措置(総消費を 1mSv/year 未満に限定しようとするもの)に反映され、内在化している (P:7.247)。したがって、日本が提案するセシウム検査は、韓国の許容限度が超過されないことを保証するための適切な措置である。日本は、日本産品中のセシウム含量が 100Bq/kg 未満であれば、ストロンチウム、プルトニウム及びその他の Codex 放射性核種の含量もそれぞれ韓国の具体的な最大限度を下回るであろうことを立証した (P: 7.249)。

2011 年の追加的検査要件及び 2012 年の産品別輸入禁止の採用については、日本の代替措置が韓国の ALOP を達成できたであろうことを、日本が立証できなかった (P:7.250)。

2013 年追加的検査要件及び水産物 28 品目の輸入禁止の採用については、福島産及び茨城産のマダラに対する禁輸を除いて、日本の代替措置が韓国の ALOP を達成できることを日本が立証した (P: 7.251)。

全ての措置の維持については、日本の代替措置が韓国の ALOP を達成できることを日本が立証した (P: 7.252)。

5.6 5 条 6 項の結論

2011 年追加的検査要件及び 2012 年産品別輸入禁止については、それらが採用された時点は、必要以上に貿易制限的ではなかった。しかしながら、パネルの設置時点において、これらの措置は必要以上に貿易制限的であるため、SPS 協定 5 条 6 項に非整合的に維持された。2013 年追加的検査要件は必要以上に貿易制限的であるため、SPS 協定 5 条 6 項に非整合的に採用・維持された。2013 年包括的輸入禁止(福島産及び茨城産のマダラに対する禁輸を除く)は、必要以上に貿易制限的であったため、SPS 協定 5 条 6 項に非整合的に採用された。2013 年包括的輸入禁止(全 8 県からの全水産物 28 品目)の維持は、必要以上に貿易制限的であるため、SPS 協定 5 条 6 項に非整合的である (P: 7.253-7.256)。

6. 争点④：無差別（2条3項）

日本は、韓国の輸入禁止及び追加的検査要件が、日本産品を恣意的又は不当に差別し、さらに、国際貿易に対する偽装された制限を構成するため、SPS 協定 2 条 3 項に違反すると主張する。日本は、日本産輸入食品と他国産食品の条件が、韓国の措置によって規律される同様の SPS リスクを有するため、「同様の」ものであると主張する（P: 7.258）。

韓国は、日本とその他の加盟国との関連する条件は同様ではなく、措置による区別は加盟国の領域（territories）の条件の差異によるものであると主張する（P: 7.258）。

2 条 3 項 1 文に関して、過去のパネルは、①措置が差別をするかどうか、②差別が恣意的又は不当なものかどうか、及び③加盟国が同一又は同様の条件下にあるかどうか、以上の3つの要素についての累積的な検討が行われるべきと指摘した。したがって、パネルは、韓国の措置の採用及び維持について、2 条 3 項 1 文における 3 つの要素のそれぞれに関する日本の主張を検討し、次いで、韓国の措置が国際貿易に対する偽装された制限を構成するという日本の主張を検討する（P: 7.259-7.260）。

6.1 同一又は同様の条件下にあるか

6.1.1 解釈

【日本の主張】 韓国の措置は「産品」に由来する SPS リスクを規制するものである。条件が同一又は同様であるかを決定するために、パネルは同一又は同様の SPS リスクを表す異なる原産地からの産品の状況を検討すべきである（P: 7.262）。

【韓国の主張】 日本が産品間の比較を強調しているのは誤りである。適切な比較の基準は、日本と他国の領域に存在する条件であり、日本産品と他国産品とが同様の危険性を有しているかどうかではない（P: 7.264）。

【パネルの検討】 「含む」という用語を使用することで、2 条 3 項は「領域」を比較されうる条件の例示として確認しているが、他の条件もが比較されうることを排除しない（P: 7.267）。パネルは、2 条 3 項 1 文の文言をその文脈と目的に照らせば、国際貿易において産品中に存在する危険性を唯一の関連する条件（as the relevant condition）として考慮することを妨げられないと判

断する (P: 7.276)。

6.1.2 関連する条件

【日本の主張】 日本産食品と日本産以外の食品は2条3項における比較の目的上、同様の条件を表している。特に、日本産品と他国産品はともに同様の絶対的な汚染水準を有し、かつ、韓国が決定した許容限度を下回る同様の汚染水準を有する (P: 7.277)。

【韓国の主張】 产品中心の審査 (product-oriented test) は、関連する条件を検討するにあたって不適切である。パネルは、日本における環境上の特別な条件に焦点を当てるべきである (P:7.279)。

【パネルの検討】 関連する条件についての検討の出発点は、措置の規制目的及び問題となっている危険性である。パネルの見解では、韓国の輸入禁止及び追加的検査要件は、放射性核種に汚染された食品を消費することによって発生する潜在的な悪影響から韓国の国民を保護するという唯一の目的を追求するための全体的なレジームの一部である。2条3項の意味における条件が同様であるかどうかを決定するという目的上、加盟国の間で比較されなければならない条件は、日本産品と世界のその他の産品とが Codex 放射性核種 20 種類、特に、セシウム、ストロンチウム及びプルトニウムに汚染される同様の可能性を有するかどうか、そして、その汚染水準が韓国の許容水準を下回るかどうかである (P: 7.280-7.283)。

6.1.3 日本産食品と日本産以外の食品の条件は同様であるか

【パネルの検討】 パネルの見解では、セシウム及びその他放射性核種の汚染可能性という点において、日本産食品と日本産以外の食品とが同様であるかを検討するためには、そのような危険性に影響を与える全ての関連要素を考慮するという、全体的なアプローチをとる必要がある。FDNPP の事件以前に、全世界の環境を汚染させた人工的な放射性核種の重大な放出があった。核兵器の実験は、殆どの放射性物質が世界中に拡散された原因である。1986 年のチェルノブイリ原子力発電所事故は、世界的な放射能汚染に関するもう 1 つの重大な原因である。FDNPP から大気中に放出された放射性物質 (主にセシウム) も、世界的な (主に日本の東北地方に最も大きな影響を与えたが) 汚染水準に寄与した。汚染源の近くでは放射性核種がより高濃度 (more

concentrated) になりうるが、上記の全ての事故から発生した放射能物質は、大気輸送、沈殿、海流及び特定の同位体の物理的・科学的な特性により全世界に拡散された。パネルは、原発事故により海洋環境へ最大規模の放射性核種が放出されたという、先例のない FDNPP 事故の性格を認識する。しかし、FDNPP 事故以前にも重大な放射性核種の放出事件があったし、それらの事件が汚染をもたらしたという事実は無視できない (P: 7.289-7.292)。パネルは、証拠資料に基づいて、過去になされた放射性核種の環境への放出は引き続き食品に影響を与えており、この点は、世界中どこの食品も放射性核種に汚染される可能性があることを意味すると結論付ける (P: 7.298)。

次いで、パネルは、食品中の放射性核種のレベルを検討する。日本は、日本産食品と日本産以外の食品における放射性核種のレベルに関するデータをパネルに提供している (P: 7.298)。

2011 年追加的検査要件の採用について、この措置の対象となった日本産品の条件について直接に取り扱う十分なデータがないため、2011 年追加的検査要件の採用の時点で、日本産品と日本産以外の産品の間と同様の条件が存在したことを日本は立証できていない (P: 7.301)。

2012 年産品別輸入禁止の採用について、この措置は日本国内における出荷制限を倣ったものである。かかる出荷制限は、当時の対象地域で対象水産物の汚染可能性が高かったと日本が自ら判断していたことを示唆する。したがって、パネルは、日本がこれらの対象産品の汚染可能性が韓国の許容限度を下回ったという事実の主張を立証できていないと認定する (P: 7.302)。

2013 年包括的輸入禁止の採用について、パネルは日本当局から提供されたデータを検討し、日本が規制を維持していた 2 県産 (福島県産及び茨城県産) のマダラを除き、8 県産の水産物 27 品目及び 6 県産のマダラに関しては、これら産品中のセシウム汚染の可能性は 100Bq/kg の許容限度の未満であることが証明されていると認定する。しかし、福島県産及び茨城県産のマダラの場合はそうではない (P: 7.303)。

2013 年追加的検査要件の採用について、日本の全都道府県の全ての産品において、100Bq/kg のセシウムの許容限度を超過するサンプルは 1%にも及ばなかった。パネルは、2013 年追加的検査要件の採用に関して、全ての日本産食品のセシウムの汚染水準は一般に 100Bq/kg 未満であるという事実の主張を日本が立証したと認定する (P: 7.304-7.306)。

輸入禁止及び追加的検査要件の維持について、パネルは、セシウムが 100Bq/kg を超過して汚染される可能性は低いことを日本が立証したと認定する (P: 7.311)。

次に、パネルは、日本産食品におけるセシウム汚染の可能性を他国産食品におけるそれと比較する。パネルは、大多数の日本産品と他国産品はともに 100Bq/kg の許容限度量を下回るセシウムを含有する可能性を有すると結論付ける (P: 7.312-7.314)。次いで、パネルは、日本産食品と

他国産食品とがそれぞれ許容限度を下回るストロンチウム及びプルトニウムを含有する同様な可能性を有すると結論付ける (P: 7.319)。

パネルは、2013 年追加的検査要件の採用、及び、水産物 27 品目と 6 県産（青森県、千葉県、群馬県、岩手県、宮城県、及び栃木県）のマダラに対する包括的輸入禁止の採用、そして、韓国の輸入禁止及び追加的検査要件の維持については、同様の条件が存在したと結論する。したがって、パネルは、2013 年追加的検査要件及び包括的輸入禁止（8 県産の水産物 27 品目及び 6 県産のマダラに対する禁輸）の採用ならびに全措置の維持について、それらが恣意的に又は不当に差別するかどうかを検討する。2011 年追加的検査要件及び産品別輸入禁止の採用については、日本が同様の条件の存在を立証できていないため、検討を続けない (P: 7.321-322)。

6.2 韓国の措置が日本の産品と他の加盟国の産品の間で差別をしているか

6.2.1 輸入禁止

【パネルの検討】 紛争当事国は、日本産品だけが産品別輸入禁止及び包括的輸入禁止の対象になっていることを争っていない。パネルは、2013 年包括的輸入禁止の採用時に 8 県産の水産物 27 品目及び 6 県産のマダラに対して差別的な待遇が与えられており、産品別（マダラ及びスケトウダラ）輸入禁止及び 2013 年包括的輸入禁止（8 県の水産物 28 品目）の維持において、日本産品に差別的な待遇が与えられていると認定する (P: 7.324-325)。

6.2.2 追加的検査要件

【日本の主張】 韓国は市販前（pre-market）の追加的検査要件を日本産品だけに適用する。追加的検査に伴う高い費用や時間の遅延は実質的に日本からの生鮮食品の輸入を妨げ、日本産品の市場アクセスと競争機会を相当に制限する。これは日本産品に対する法的差別を構成する (P: 7.326)。

【韓国の主張】 第三国輸入品や韓国産品についても、少なくとも 1Bq/kg のセシウム又はヨウ素が検出された場合は、義務的な追加的検査を実施する (P: 7.326)。1Bq/kg 又はそれを上回るセシウム又はヨウ素が検出された国内産品及び第三国産品は、販売時（point-of-sale）に追加的検査を受けなければならない。国内産品は生産段階で追加的検査の対象になる。これらの検査手続

は入国時に日本産品に適用される追加的検査と同等なものである。韓国は日本産品を差別しておらず、ただ、同様の措置を異なる時点で適用しているに過ぎない (P: 7.328)。

【パネルの検討】 パネルは、追加的検査に伴う高い費用と時間の遅延は、検査を受ける日本産品の貨物が韓国市場に入ることを事実上妨げると指摘する。パネルは、第三国産品の場合、入国時にセシウム又はヨウ素が検出されたとしても、韓国がこれらの産品を市販前の追加的検査の対象としていないことを確認した。これらの産品はセシウム又はヨウ素の含量が 100Bq/kg 未満ならば、韓国市場へ入ることができる。その結果、0.5Bq/kg 超 100Bq/kg 未満のセシウム又はヨウ素を含有する日本産食品は、第三国産の食品に比べて、韓国の市場に入ることがより難しくなっている (P: 7.327)。

販売時の追加的検査は最も消費される 150 品目の産品だけを対象とするのに対し、0.5Bq/kg 超のセシウム又はヨウ素が検出された全ての日本産貨物の場合、食品の種類に関わらず追加的検査の対象となる。これは差別的である。他の放射性核種の検査を潜在的に一度しか受けない韓国産品及び第三国産品に比べて、日本産品が入国時と販売時の両方において検査の対象となるのは、日本産輸入品の負担を倍増させる可能性がある。このような潜在的な負担の倍増は差別的である (P: 7.330)。以上に照らして、韓国が日本による一応の違反証明に反証できなかったため、パネルは、日本の産品だけを対象とする韓国の 2013 年追加的検査要件の採用、そして、2011 年・2013 年追加的検査要件の維持は差別的であると認定する (P: 7.332)。

6.3 差別が恣意的又は不当であるか

【日本の主張】 韓国の措置によって追求される規制目的と、日本産品と他国産の産品の間で設けられた区別との間に合理的な関連性がないため、輸入禁止及び追加的検査要件は、日本産品を恣意的又は不当に差別する。日本産品と他国産品の汚染水準に相当な差異があるなら、差別は正当化されうるだろうが、絶対的数値においても韓国の許容限度を考慮した場合においても、両者の汚染水準は同様である (P: 7.333)。

【韓国の主張】 韓国の措置と規制目的の間には合理的な関連性がある。輸入禁止及び追加的検査要件に伴ういかなる区別も、日本と他の加盟国に存在する条件に合理的に関連付けられている。(P: 7.335)。

6.3.1 輸入禁止

【パネルの検討】 韓国の輸入禁止は、汚染された食品を消費することによって発生する危険性から韓国の国民を保護するという目的と合理的に関連付けられていないと認定する。パネルの結論は、次の要素の累積的な評価に基づいている。①当該措置の貿易制限の程度が大きいこと、②関連の日本産水産物から測定されたセシウム及びその他の Codex 放射性核種のレベルが韓国の許容限度より低いこと、③危険性評価を実施するために妥当な期間内に当該措置を再検討しなかったこと、④当該輸入禁止が 5 条 6 項に違反すること、及び⑤日本船籍の船から漁獲され、8 県のうち一箇所で包装・工程された製品の産地及び汚染水準が無視されていること、である。したがって、パネルは、製品別輸入禁止及び包括的輸入禁止の維持は、恣意的又は不当な差別に該当すると結論付ける。同様に、8 県産の水産物 27 品目に対する包括的輸入禁止及び 6 県産のマダラ（福島県産及び茨城県産のマダラを除く）に対する製品別輸入禁止の採用による差別は、恣意的又は不当な差別を構成する（P: 7.349-350）。

6.3.2 追加的検査要件

【パネルの検討】 パネルは、日本産品から 0.5Bq/kg を僅かに超えるセシウム又はヨウ素が検出された場合、追加的検査が要求されるという事実を想起する。他方で、他国産品の場合、100Bq/kg 未満のセシウムを含有するものは、追加的検査なしに韓国市場に入ることができる。パネルは、100Bq/kg のセシウムを検査することだけでその他の放射性核種が韓国の許容限度の未満であることを保証できるだろうという 5 条 6 項の下での結論を想起する（P: 7.352）。公海上で日本の船舶によって漁獲された魚の場合、0.5Bq/kg 超のセシウム又はヨウ素が検出された場合、それが韓国に輸入されるためには追加的検査の対象となる。しかしながら、同じ魚種が同じ場所で韓国又は第三国の船舶によって漁獲された場合、それは日本で工程又は包装されたものであるとしても追加的検査なしに韓国の市場に輸入されることができる（P: 7.353）。韓国は、十分な情報が利用可能であったにも関わらず、2013 年追加的検査要件の危険性評価を完了していないが、この点は、当該措置がもつばらその規制目的に関連していないことを示す警告の信号（a warning signal）である（P: 7.354）。

以上を踏まえてパネルは、日本産食品に対して追加的検査要件を適用した結果生じた差別と、当該措置の陳述された規制目的との間に合理的な関連性がないと認定する。したがって、2013 年追加的検査要件の採用と 2011 年・2013 年の追加的検査要件の両方の維持によって与えられた差

別的な待遇は、恣意的又は不当な差別を構成すると判断する (P:7.355)。

6.3.3 偽装された制限

【パネルの検討】 「恣意的又は不当な差別」は「国際貿易に対する偽装された制限」というより広いカテゴリーのある形態であり、それゆえ、ある SPS 措置が恣意的又は不当な差別として適用されたという結論から、当該措置が国際貿易に対する偽装された制限をも構成するという結論が自動的に導き出される (P: 7.356)。パネルは、既に韓国の措置が 2 条 3 項 1 文に違反すると認定したため、輸入禁止及び追加的検査要件は同じように国際貿易に対する偽装された制限をも構成すると結論する。したがって、2 条 3 項 2 文の下での主張を裏付けるために提示された日本からのその他の論拠を検討する必要はなく、これに関しては、訴訟経済を適用する (P: 7.359)。

6.4 2 条 3 項の結論

2013 年追加的検査要件と包括的輸入禁止（日本の主張の対象である 8 県産の水産物 27 品目及び 6 県産のマダラ（福島産及び茨城県産のマダラを除く））について、韓国はそれらを採用した時点で SPS 協定 2 条 3 項 1 文に非整合的に行動し、その結果、2 文にも非整合的に行動した。さらに、産品別輸入禁止、包括的輸入禁止及び 2011 年・2013 年の追加的検査要件を維持することによって、韓国は SPS 協定 2 条 3 項 1 文に非整合的に行動し、その結果、2 文にも非整合的に行動した。当該措置の 2 条 3 項 2 文との非整合性に関する日本からのその他の議論については、訴訟経済を適用する (P: 7.360)。

7. 争点⑤ 管理、検査及び承認の手続（第 8 条及び附属書 C）

日本は、韓国の追加的検査要件が附属書 C(1)(a)(c)(e)及び(g)に違反し、したがって、SPS 協定 8 条にも違反すると主張する (P:7.363)。

7.1 韓国の追加的検査要件が 8 条及び附属書 C の範疇に入るか

8 条及び附属書 C(1)は SPS 措置の特定の部分集合、つまり、SPS 措置の実施を確認し、確保するための手続に適用される (P:7.365)。

手続 (any procedure) :

【パネルの検討】 附属書 C の範囲は広く、追加的検査要件はそれ自体、同規定の義務から排除されない (P:7.371)。

SPS 措置の実施を確認し、確保すること :

【パネルの検討】 ある手続が 8 条及び附属書 C の範疇に入るためには、当該手続と (加盟国が実施を確認・確保しようとする) SPS 措置との間で関連が存在しなければならない。実体的な SPS 要件を定める措置が手続を定める措置から区別される必要は必ずしもない (P: 7.378)。

韓国の追加的検査要件は「SPS 措置の実施を確認・確保する手続」であるか :

【パネルの検討】 2011 年及び 2013 年追加的検査要件が SPS 協定 8 条及び附属書 C の意味でいう韓国の SPS 措置の実施を確認・確保するための手続を構成すると結論付ける (P: 7.384)。

7.2 輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で、手続が行われ、完了したか

同種性審査 :

【日本の主張】 問題となっている措置で取り扱われている SPS リスクを引き起こす全ての産品は、附属書 C(1)(a)の目的上、同種とみなされるべきである (P: 7.388)。もしパネルがガット 3 条 4 項における同種性の概念を使用するならば、4 つの基準を使用するのではなく、韓国の措置が産品をもつばら原産地に基づいて区別しているため、同種性を推定することがより適切なアプローチである (P: 7.394)。

【韓国の主張】 ガット 3 条の下で採用される同種性審査の伝統的な 4 つの基準が適用されるべきである。健康リスクは産品間の競争関係の決定に関連しうる (P: 7.389)。

【パネルの検討】 パネルは、SPS 協定 2 条 3 項が附属書 C(1)(a)における同種性に影響を及ぼ

すという日本の主張を受け入れない。2条3項は附属書C(1)(a)の解釈のための文脈を提供するが、同様の条件は広い概念であり、それは特定の産品、特定の危険性又は特定の領域的な差異を含む(P: 7.392)。パネルは、ガット3条4項における同種性の基準と同じ基準が附属書C(1)(a)の審査において適切であると結論付ける(P: 7.393)。

同種性の推定に依拠するためには、措置がもっぱら原産地に基づいて区別をしていることを、申立国が一応の証明をしなければならない(P: 7.394)。パネルの見解では、韓国はもっぱら原産地のみに基づいているわけではなく、むしろ放射性核種による食品の汚染可能性を考慮した様々なレジームを有している。したがって、パネルは、原産地が日本産品に対する区別の唯一の基準であり、それゆえ、輸入産品と国内産品が同種と推定されうることを日本が立証しなかったと認定する(P: 7.400)。次いでパネルは、日本が伝統的な4つの基準に従って同種性を立証しているかを検討する(P: 7.403)。

日本産食品と韓国産食品とが同種の産品であることを日本が立証できなかったため、2011年・2013年追加的検査要件を採用又は維持することによって韓国が附属書C(1)(a)に違反したことを、日本は立証できなかった(P: 7.408-409)。

7.3 情報の要求

附属書C(1)(c)は、要求される情報が適切な管理、検査及び承認の手續に必要なものに限ると規定する。日本によると、より貿易制限の程度の少ない代替措置が韓国のALOPを達成できるため、その他放射性核種のレベルに関する情報の提供は必要でないと主張する。この主張を裏付けるために日本は5条6項の下での自身の主張を参照する(P: 7.411)。

【パネルの検討】 パネルの見解では、日本の主張は、附属書C(1)(c)の義務である手續の実施のために情報を要求する必要性に関するものではなく、むしろ5条6項の義務を取り扱うものである(P: 7.414)。パネルは、日本が問題となっている措置に関する附属書C(1)(c)の下での自身の主張を具体化できていないと認定する(P: 7.415)。

7.4 個々の試料の管理、検査及び承認の要件

附属書C(1)(e)は個々の試料の管理、検査及び承認の要件が妥当かつ必要なものに限ることを規定する。日本は、「必要な」は5条6項及び附属書C(1)(c)に照らして解釈しなければならない

とし、附属書 C(1)(c)の下で、申立国は、貿易制限の程度が相当に少ない代替措置が被申立国の ALOP を達成することを証明する必要があると主張する。日本は、5 条 6 項の下での自身の主張を支えるために提示した主張及び証拠を参照する (P: 7.417)。

【パネルの検討】 日本の主張は、5 条 6 項の下での自身の主張を再構成するものと思われ、措置（管理、検査及び承認の手続）が 5 条 6 項に違反することを根拠に、附属書 C(1)(e)の違反を確立させようとするものと思われる。パネルは、両規定の間でそのような関係を見出すことができない。パネルは、日本の主張が附属書 C(1)(e)の下での非整合性を証明するための根拠を提供していないと判断する (P: 7.421)。以上に照らして、パネルは、日本が 2011 年及び 2013 年追加的検査要件の採用及び維持に関する附属書 C(1)(e)の下での自身の主張を具体化できていないと認定する (P: 7.423)。

7.5 施設の場所の選択及び試料の抽出

附属書 C(1)(g)は、施設の場所の選択及び試料の抽出に関して、輸入産品と国内産品に同一の基準が用いられるべきことを規定する。

C(1)(g)は積極的義務か：

【パネルの検討】 パネルは、(g)の用語及び附属書 C のその他の規定及び SPS 協定を参照し、附属書 C(1)(g)は加盟国に積極的義務を課するものと結論付ける (P: 7.433)。

韓国の追加的検査要件が同一の施設選択の基準を用いているか：

【パネルの検討】 日本の主張は、韓国に入国時に検査された日本産品の試料が、追加的検査のために日本に返送されなければならないという事実の主張に基づいている。パネルは、本報告書の関連部分で、日本の試料が追加的検査のために返送されなければならないという事実が立証されなかったと結論付けた。したがって、日本は、2011 年及び 2013 年追加的検査要件が附属書 C(1)(g)1 節に非整合的であることを立証できていない (P: 7.434)。

追加的検査要件が同一の試料抽出の基準を用いているか：

【パネルの検討】 (g)号は、特定の試料がどのように抽出されるかに関する規則を設ける措置の類型を規律する。日本の主張は、試料が抽出された後にどうされるのかを取り扱っている。日本は、韓国の試料抽出の基準において、日本製品に対しては韓国製品とは異なる適用がなされたことを示すいかなる要素をも特定できていない (P: 7.444)。

韓国の 2011 年及び 2013 年追加的検査要件の採用及び維持が附属書 C(1)(g)の 1 節及び 2 節に非整合的であることを、日本が立証できなかった (P: 7.446)。

7.6 8 条及び附属書 C の結論

パネルは、2011 年・2013 年の追加的検査要件の採用及び維持について、韓国が附属書 C(1)の各号(a)(c)(e)及び(g)に非整合的に行動し、それゆえ、8 条にも非整合的に行動したことを、日本が立証できなかったと認定する (P: 7.447)。

8. 争点⑥：透明性原則 (SPS 協定 7 条及び附属書 B)

主たる争点は、韓国が輸入禁止及び追加的検査要件の実施を政府のウェブサイトに掲載されたプレスリリースを通じて公表したことが、附属書 B(1)の義務に適合するかどうかである。さらに、日本からの照会 (2014 年 7 月 24 日付/2014 年 11 月 13 日付) に対する韓国の照会所の対応が附属書 B(3)の下での韓国の義務を充足するかどうかを巡って、両当事国は見解を異にする (P: 7.448-449)。

8.1 韓国の措置は附属書 B の意味における SPS 規制に該当するか

【パネルの検討】 SPS 規制 (regulations) という用語は、附属書 B(1)の注釈において「衛生植物検疫措置のうち一般的に適用される法令等をいう」と定義されている (P: 7.454)。日本は、韓国の措置が附属書 B(1)及び B(3)(a)の要件の対象となる SPS 規制であること立証した (P: 7.456)。

8.1.1 解釈：利害関係を有する加盟国が知ることのできるように公表

【日本の主張】 条文の文言によると、公表されなければならないものは、規制の文言の要約、

概要又はその他の描写ではなく、規制それ自体である (P: 7.459)。

【韓国の主張】 SPS 規制の公表は、利害関係を有する加盟国に通知されるべく、新たな SPS 措置に関する十分な情報を含むことが求められる。公表されるべき情報は、一般に「措置の基本要件、措置の実行に責任を有する政府機関、措置の対象产品及び措置の発効日」である (P: 7.459)。

【パネルの検討】 附属書 B(1)の義務を全体的に、かつ、他の WTO 協定における公表義務に照らして解釈すると、附属書 B(1)の要件を遵守するために、公表は、適切な媒体を通じて措置を一般的に知られるようにするか、又は入手することができるようにしなければならない、さらに、利害関係を有する加盟国が自国の物品に適用される条件 (具体的な原則及び方法 (specific principles and methods) を含む) を知ることができるように十分な内容を含まなければならない (P: 7.464)。

8.2 韓国は利害関係を有する加盟国が知ることのできるように SPS 規制を公表したか

【日本の主張】 韓国のプレスリリースは加盟国が措置の要件を知ることができるような十分な内容を含んでおらず、かつ、プレスリリースが別々の政府機関のウェブサイトに掲載され、当該措置の所在を発見する利害関係を有する加盟国の能力の妨げになったことから、韓国がプレスリリースを掲載した形は、附属書 B(1)の義務を充足するのに不十分である (P: 7.465)。

【韓国の主張】 附属書 B(1)では、SPS 規制の公表の一部として含まれるべき具体的な細部事項のリストを提示していない。したがって、公表が 1 つ又はそれ以上の細部事項を含まなかったことが、必然的に附属書 B(1)の違反になるわけではない。政府のウェブサイトにプレスリリースを掲載する行為は、それらを「一般的に入手可能な」ものにする (P: 7.465)。

8.2.1 輸入禁止

【パネルの検討】 産品別輸入禁止を公表するプレスリリースは、規制それ自体の内容を含んでいる。品目 (魚種)、原産地 (8 県) 及び適用される条件 (完全な禁輸) を列挙している。

当該プレスリリースのアクセス可能性については、韓国は当該規制のプレスリリースにつながるウェブサイトのリンクを提供している。しかし、当該措置の公表日に当該ウェブサイトが利用可能であったかどうか、そして、公表日にどのような内容が利用可能であったかを、パネルは

知ることができない。韓国は適当な期間のウェブサイトのアーカイブ・バージョンを提供しなかった。韓国は当該規制の内容を公表したが、日本がそれらを知ることができるような形でそれらを公表しなかった。産品別輸入禁止についてパネルは、韓国が附属書 B(1)及び 7 条に非整合的に行動したと認定する (P: 7.472-7.476)。

包括的輸入禁止に関するプレスリリースでは、「全ての水産物 (all fishery products)」が禁止対象であるとし、当該措置によって影響を受ける対象の県について言及している (P:7.479)。パネルは、当該措置が HS (Harmonized System) の用語、又は、水生動物の一般的定義を提供する国際獣疫事務局 (OIE) の水生動物衛生規約 (Aquatic Animal Health Code) に言及していないことに注目する。HS 又は国際貿易における産品の用語のために通常使用される出典への参照がない中、日本もパネルも、対象産品を単純に仮定することはできない (P: 7.481)。他方で、韓国が WTO に通知した内容ではより詳細な産品の範囲が提供されており、それには藻類 (algae) など、HS 第 3 類に含まれていない産品が対象として含まれている (P: 7.482)。プレスリリースが措置の対象産品を含まなかったため、パネルは、韓国が包括的輸入禁止の完全な内容を公表しなかったと認定する (P: 7.483)。

包括的輸入禁止を公表するプレスリリースのアクセス可能性については、当該ウェブサイトが、当該措置の公表日に利用可能であったかどうか、そして、公表日にどのような内容が利用可能であったかを、パネルは知ることができない。韓国は適当な期間のウェブサイトのアーカイブ・バージョンを提供しなかった。さらに、包括的輸入禁止の対象産品の規制を直接に担当しない総理室のウェブサイトを開覧すべきことを、日本が知っていたはずであることを韓国は説明していない (P: 7.485)。

以上に照らして、パネルは、包括的輸入禁止を公表するプレスリリースが対象原産地 (8 県) 及び適用される条件 (輸入禁止) を含んでいたが、当該禁止の対象産品を特定しなかったと認定する。つまり、韓国は同規制の内容を公表しなかった。さらに、韓国は、包括的輸入禁止を日本が知ることができるような形で同措置を公表しなかった。したがって、パネルは、包括的輸入禁止について韓国が附属書 B(1)及び 7 条に非整合的に行動したと認定する (P: 7.487)。

8.2.2 追加的検査要件

【パネルの検討】 2011 年追加的検査要件を公表するプレスリリースでは、追加的検査を必要とするセシウム又はヨウ素のレベル、検査を求められる具体的な放射性核種の種類、産品の搬入が拒否されるそれぞれの核種のレベルの上限について言及していない。したがって、パネルは、

このプレスリリースを根拠に日本は自国の産品に適用される条件を知ることができなかったと結論する。パネルは、2011 年追加的検査要件を公表するプレスリリースが規制の完全な内容を含まなかったと結論する (P: 7.492)。

2013 年追加的検査要件を公表するプレスリリースでは、追加的検査を必要とするセシウムのレベル、検査を求められる具体的な放射性核種の種類、産品の搬入が拒否されるそれぞれの核種のレベルの上限について言及していない。このプレスリリースは、その他の放射性核種の検査が行われる手続や場所に関する情報を提供していない (P: 7.494)。パネルは、2013 年追加的検査要件を公表するプレスリリースが、規制の内容を含まなかったと結論する (P: 7.496)。

これらの措置の公表日に当該ウェブアドレスが利用可能であったかどうか、そして、公表日にどのような内容が利用可能であったかを、パネルは知ることができない。韓国は適当な期間のウェブサイトのアーカイブ・バージョンを提供しなかった。さらに、日本が SPS 措置に関する情報を得るために当該ウェブサイトを開覧すべきであったことを、日本が知っていたはずであることを韓国は説明していない (P: 7.498)。

2011 年追加的検査要件を公表するプレスリリースについて、パネルは、韓国が附属書 B(1)及び 7 条に非整合的に行動したと認定する。また、当該措置は加盟国が情報に容易にアクセスできるような場所に掲載されなかった (P: 7.501)。2013 年追加的検査要件を公表するプレスリリースについて、パネルは、韓国が附属書 B(1)及び 7 条に非整合的に行動したと認定する。また、当該措置は加盟国が情報に容易にアクセスできるような場所に掲載されなかった (P: 7.502)。

8.2.3 7 条及び附属書 B(1)の結論

パネルは、包括的輸入禁止・産品別輸入禁止及び 2011 年・2013 年追加的検査要件について、韓国が SPS 協定附属書 B(1)に非整合的に行動し、その結果、7 条にも非整合的に行動したと結論付ける (P: 7.503)。

8.3 妥当な照会に対して応答すること

【日本の主張】 韓国の SPS 照会所は、措置の写しを提供しておらず、日本からの数回の照会に対して完全に応答することができなかったため、韓国は 7 条及び附属書 B(3)に非整合的に行動した。日本は、2014 年 6 月 24 日付の照会については、韓国の照会所による応答が実質的に不適切かつ不完全であり、2014 年 11 月 13 日付の照会については、いかなる応答も提供されなか

ったと主張する (P:7.504)。

【韓国の主張】 日本が 2014 年 6 月の照会については応答を受けていることを認めているように、韓国は日本からの照会と文書の要請に応答したため、附属書 B(3)の義務を充足した。附属書 B(3)の義務は、照会所が存在することを求める。したがって、照会所が一度応答しなかったことが附属書 B(3)の違反を生じさせるわけではない (P: 7.505-7.506)。

【パネルの検討】 照会所と通信することは反復的な手続きであり、照会所は完璧の基準に従う必要はない。したがって、応答の一部としての一度の応答が不完全であったこと、又は、特定の文書を提供することに失敗したことが、必然的に同規定の違反を構成するわけではない。しかし、全く応答しないことは、同規定の義務違反の結果をもたらす (P: 7.507)。同規定及び 7 条への遵守は、照会所を設置するという形式だけでなく、妥当な照会に対して情報及び回答を実際に提供することを通じて達成される (P: 7.510)。

8.3.1 2014 年 6 月 24 日付の照会要請

【パネルの検討】 2014 年 6 月 24 日、日本は韓国の照会所に照会要請を送信し、この照会に対して韓国の照会所は 2 ヶ月後にいくつかの応答を送信した (P: 7.511)。パネルは、韓国の SPS 照会所が日本の照会に応答し、日本の照会に関する大部の文書を提供したことに注目する。韓国の照会所が果たした努力に照らして、パネルは、韓国の応答それ自体が附属書 B(3)の違反に達する程の水準であることを日本が立証できなかつたと認定する (P: 7.516)。

8.3.2 2014 年 11 月 13 日付の照会要請

【パネルの検討】 2014 年 11 月 13 日、日本は韓国の照会所に追加の照会要請を送信した。この照会に対して、韓国の照会所は応答しなかった (P: 7.517)。韓国の照会所が二度目の照会に対しては応答しなかったため、パネルは、韓国の照会所が附属書 B(3)の義務を遵守しなかったと結論付ける (P: 7.519)。

8.3.3 7 条及び附属書 B(3)の結論

パネルは、韓国が SPS 協定附属書 B(3)に非整合的に行動し、その結果、7 条にも非整合的に行動したことを、日本が立証したと認定する (P: 7.520)。

IV. 上級委員会報告書の概要

1. 上訴における争点

- a. パネルは、日本が提案した代替措置が韓国の ALOP を達成すると認定することにより、SPS 協定 5 条 6 項の適用において誤りを犯したか。
- b. パネルは、①日本と他加盟国との間に同様な条件が存在する、②輸入禁止及び追加的検査要件が加盟国間で恣意的又は不当に差別する、③韓国の措置が国際貿易に対する偽装された制限を構成するような形で適用された、と認定することにより、2 条 3 項の解釈及び適用において誤りを犯したか。
- c. 5 条 7 項の下でのパネルの認定に関連して、
 - i. パネルは 5 条 7 項の下で認定を行ったことにより、DSU6 条 2 項、7 条及び 11 条の下で誤りを犯したか。
 - ii. パネルは 5 条 7 項の下で立証責任を韓国に転嫁したことにより、5 条 7 項の解釈及び適用において誤りを犯したか。
 - iii. パネルは、①産品別輸入禁止、包括的輸入禁止及び 2013 年追加的検査要件に関して、関連の科学的証拠が不十分であったこと、②包括的輸入禁止及び 2013 年追加的検査要件が入手可能な関連の情報に基づいて採用されたこと、及び③妥当な期間内にこれらの措置を再検討したこと、を韓国が立証できなかったと認定することにより、5 条 7 項の解釈及び適用において誤りを犯したか。
 - iv. パネルは、内部的に矛盾する理由付けに関わることにより、DSU11 条の下で問題の客観的評価に失敗したか。
- d. パネルによる証拠の扱いに関連して、パネルは DSU3 条 3 項、3 条 4 項、3 条 7 項及び 11 条に非整合的に行動し、SPS 協定 2 条 3 項及び 5 条 6 項の適用において誤りを犯したか。
- e. パネルによる専門家の選定に関連して、パネルは独立性又は公正性を欠くと主張される 2 名の専門家を指名したことにより、DSU11 条に非整合的に行動したか。
- f. SPS 協定 7 条及び附属書 B(1)の下でのパネルに認定に関連して、
 - i. パネルは、附属書 B(1)における SPS 規制の公表は、利害関係を有する加盟国が自国の物品に適用される条件を知ることができるように、十分な内容を含むことを求められると認定することにより、同規定の解釈において誤りを犯したか。
 - ii. パネルは、①包括的輸入禁止の対象産品の完全な範囲、そして 2011 年追加的検査要件

及び 2013 年追加的検査要件の完全な内容を公表しなかったこと、②利害関係を有する加盟国が問題となった SPS 措置の情報を得るために韓国から提示されたウェブサイトを開覧すべきことを知っていたはずであることを立証しなかったことを理由に、韓国が同規定に非整合的に行動したと認定することにより、附属書 B(1)の解釈において誤りを犯したか。

- iii. パネルは、韓国から提供されたウェブアドレスが、韓国がそれぞれの SPS 措置を公表した当日に利用可能であったかどうか、そしてどの内容が利用可能であったかを知ることができなかったと認定することにより、誤りを犯したか。
- g. SPS 協定 7 条及び附属書 B(3)の下でのパネルの認定に関連して、パネルは、韓国の照会所が日本からの一度目の照会に対して不完全に応答し、二度目の照会に対して応答しなかったことから、韓国が附属書 B(3)に非整合的に行動し、その結果、7 条にも非整合的に行動したと認定することにより、附属書 B(3)の解釈及び適用において誤りを犯したか。
- h. パネルは、日本産輸入品と韓国国内産品とが同種であると推定することを拒否し、それゆえ、韓国が附属書 C(1)(a)に非整合的に行動し、その結果、8 条にも非整合的に行動したことを日本が立証できなかったと認定することにより、附属書 C(1)(a)の解釈及び適用において誤りを犯したか (AB: 4.1)。

2. 検討の順序

本報告書では、①5 条 6 項の下での韓国の主張、②2 条 3 項の下での韓国の主張、③5 条 7 項の下でのパネル認定に関する韓国の主張、④パネルによる証拠の扱いに関する韓国と日本の主張、⑤パネルによる専門家の認定に関する韓国の主張、⑥7 条及び附属書 B(1)・(3)の下でのパネル認定に関する韓国の主張、⑦8 条及び附属書 C(1)(a)の下での日本の主張の順序で検討を行う (AB: 5.1)。

3. 争点①：貿易制限性 (5 条 6 項)

3.1 日本の代替措置が韓国の ALOP を達成できるとするパネルの認定

【韓国の主張】 パネルは、定量的基準を韓国の ALOP として「実質的に代替」し、その結果、誤った ALOP を日本が提案した代替措置と比較したため、法的誤りを犯した。パネルは、最初は

韓国の ALOP を認めながらも、1mSv/year の定量的基準を韓国の ALOP として適用し、韓国の実際の ALOP を無視した。パネルの検討はもっぱら定量的基準に焦点を当てたものであり、韓国の ALOP の一部分を構成する ALARA 原則、そして放射能の水準を日常の環境に存在する水準に維持することを無視した。韓国によると、1mSv/year の線量限度は許容可能な危険性の上限 (upper bound) であり、この基準を充足する措置が必ず韓国の ALOP を充足するとはいえない (AB: 5.18)。

【日本の主張】 パネルは、韓国の ALOP を正確に確認し、適用した。パネルは、3つの要素 (①日常の環境に存在する水準、②ALARA、及び③1mSv/year の定量的な被曝線量) から成る、韓国が表現した ALOP を受け入れた。韓国による③の決定に際して、①と②が影響を与えたとパネルは判断した。ALARA の要素は、特定の保護水準を構成又は定義するものではないため、ALOP として機能するのに適さない (AB: 5.20)。

【上級委員会の検討】 我々は、韓国が説明し、パネルが受け入れたこの ALOP の表現は、韓国の消費者によって消費される食品中の放射能水準に関する定性的側面と定量的側面の両方、つまり、①日常の環境に存在する水準、②ALARA、及び③1mSv/year の定量的な被曝線量、で構成されると指摘する (AB: 5.26)。パネルは、韓国が表現した ALOP の多面的な (multi-faceted) 性格を受け入れ、「韓国の ALOP は 1mSv/year と量化されたものではなく、ALARA 原則の固守と日常の環境における水準以上に放射能被曝を増やしたくないという願望を反映する、むしろ定性的な ALOP である」と結論付けた (AB: 5.27)。

しかしながら、韓国の ALOP がいくつかの要素で構成されることを認めたにも関わらず、パネルの検討における様々な陳述は、1mSv/year 未満の被曝に重点を置き、それを日本の代替措置が韓国の ALOP を達成できるかどうかの決定的な基準として捉えていることを示唆する。特に、韓国が表現した ALOP を受け入れながら、パネルはかかる表現に照らして「もし日本が提案した代替措置が 1mSv/year を下回る ALOP を達成できることを立証できれば、日本は 5 条 6 項における 2 つ目の要素に関する立証責任を果たしたことになる」と説明した (AB: 5.28)。

加盟国の ALOP が複数の要素を含むことを 5 条 6 項及び附属書 A(5)は妨げないが、パネルが ALOP における 1 つの要素のみを強調したという韓国の上訴は、当該 ALOP のいくつかの要素 (定量的・定性的要素の両方) の間に存在する正確な関係の問題を提起させる。我々は、これらの要素が韓国の ALOP における個別的な構成要素を反映するかどうか、そして、これらが韓国の全体的な ALOP の部分としてどのように相互作用するかについて、パネルは明確に解決しな

かったと指摘する (AB: 5.29)。

さらに、パネルは、韓国の ALOP の定性的側面が 1mSv/year の線量限度に完全に含まれており、それゆえ、当該の定量的基準を下回る被曝を達成する代替措置は必然的に定性的な保護水準 (ALARA 要素及び食品中の放射能水準を「日常の環境」に存在する水準に維持すること) をも達成するかどうかを解明しなかった (AB: 5.30)。パネルは、「加盟国が汚染に対する明白な定量的限度をもって特定の措置を適用しているのならば、それは、その限度を下回る汚染水準を含む産品はその加盟国の ALOP を充足することになるという指標である」と考えた。これらの陳述は、パネルがその定量的基準を韓国の ALOP の表れだと考えたことを示唆するが、これらの陳述は、「韓国が ALARA 原則を固守していること」に対するパネルの明示的な評価、韓国が「ALOP は固定された定量的基準ではないと主張したこと」に対するパネルの承諾、及び韓国が表現した ALOP をパネルが最終的に受け入れたことと矛盾する (AB: 5.30)。パネルは韓国の ALOP を確認するにあたって、ALOP における様々な側面のうち特定の要素を軽視したり、特定の側面 (すなわち、ALARA 要素及び「日常の環境に存在する水準」) が必然的に 1mSv/year の定量的被曝限度に含まれると明確に認定したりすることはなかった (AB: 5.31)。

パネルは、日本の代替措置によって達成される保護水準を評価するにあたって、韓国の ALOP の様々な要素を説明するためにこれらの要素を明示的に統合 (integrate) することはしなかった。むしろパネルは日本の代替措置が、パネル自身が「韓国の許容限度の上限」と認定した「1mSv/year を下回る」又はそれよりも「相当に低い」被曝量を達成すると結論付けた (AB: 5.33)。

パネルは、ALARA 要素及び食品中の放射能水準を「日常の環境に存在する水準」に維持することが十分に具体的でないのかどうか、又は、5 条 6 項の下での代替措置を評価するという目的上、韓国の ALOP の要素になり得るのかどうかを明示的に検討しなかった (AB: 5.35)。全体としてパネルは、5 条 6 項の下での検討を複合的な要素を含む ALOP に従って組み立てたが、日本の代替措置がパネル自ら確認した ALOP の要素の全てを充足すると考えたのかどうかを不明確にしたまま結論に至った。パネルには、日本が提案した代替措置によって達成される保護水準との比較にあたって、韓国の ALOP における要素の全てを明示的に説明するか、又は証拠の全体に基づき、そのうち特定の要素は 5 条 6 項における関連の ALOP の一部分ではないことを明示的に説明するよう求められていた。我々は、パネルが、日本の代替措置によって達成される保護水準に関連して、韓国の ALOP における全ての要素を最終的に明確に説明できなかったため、SPS 協定 5 条 6 項の適用、そして、韓国の措置が必要以上に貿易制限的かの評価において誤りを犯したと判断する (AB: 5.36)。

我々は、韓国の ALOP が 1mSv/year を「下回る」又はそれよりも「相当に低い」被曝と同等視

できるかどうか、又はそのような被曝に置換されうるかどうかを検討することを要請されていない。我々は、上訴で問題とされていないパネルの事実問題の評価については、見解を提示しない（AB: 5.37）。

3.2 5条6項の結論

我々は、パネルが、日本の提案した代替措置が韓国の ALOP を達成すると認定することにより、SPS 協定 5 条 6 項の適用において誤りを犯したと認定する。したがって、①包括的輸入禁止（福島産及び茨城産のマダラに対する禁輸を除く）及び 2013 年追加的検査要件の採用、②韓国の全措置の維持が 5 条 6 項に非整合的であるとするパネルの認定を取り消す（AB: 5.39）。

4. 争点②：無差別（2条3項）

4.1 同様の条件についてのパネルの認定

【韓国の主張】 パネルは「関連する条件」として、もっぱら产品中に存在する危険性のみに焦点を当てる誤った基準を適用した。パネルは本件の関連する条件を定義するにあたって、なぜ「製品の汚染水準」が決定的な基準になり、その他の全ての状況又は要因（例えば、環境上・生態学上の条件）は無関係であるのかを説明していない（AB: 5.53）。パネルは、事実上、他の関連する条件を排除して、产品中の汚染水準に焦点を当てるといふ、誤った「产品中心 (product-based)」アプローチを採用し適用した（AB: 5.54）。

【日本の主張】 パネルは韓国の措置の目的を参照しながら、正しく 2 条 3 項の下で関連する条件を確認した（AB: 5.55）。パネルは、全ての関連要素を考慮し、それらを適切に説明した。パネルが特定の証拠に重点を置いたという事実は、それ自体 2 条 3 項の適用の法的な誤りにはならない（AB: 5.56）。

【上級委員会の検討】 SPS 措置が取り扱う特定の危険性は、SPS 協定の下で追求される目的と必然的に関連しており、2 条 3 項 1 文で「同一又は同様」でなければならない「条件」に影響を与える場合がある。したがって、問題となっている SPS 措置が追求する特定の目的及び同措置が取り扱う危険性は、加盟国の間で同一又は同様の条件があるかどうかの検討に関連する（AB:

5.59)。

我々は、2条3項でいう条件は「輸出加盟国又は輸入加盟国の領域だけではなく、産品中の条件をも含む（イタリックは原文）」と解釈されうるとのパネルの結論に同意する（AB: 5.63）。しかしながら、2条3項が「国際貿易において産品中に存在する危険性を唯一の（*the*）関連する条件として（*as the relevant condition*）（イタリックは原文）」考慮することを許容するとしたパネルの結論には同意しない。なぜなら、このような結論は、2条3項の下でその他の全ての関連する条件についての適切な考慮を伴わないからである。2条3項の下での分析は、異なる加盟国産の産品中に存在するものとして性格付けられる条件の考慮を含みうるが、2条3項の適切な解釈は、問題となっている産品に影響を与える範囲において、領域的条件のような他の関連する条件を含むものである。2条3項における分析は、産品には未だ顕在化（*manifested*）していないが規制目的及び問題となっている特定の SPS リスクに照らして関連する、領域的条件を含めて異なる加盟国の全ての関連する条件の考慮を伴うものである（AB: 5.64）。したがって、我々は、パネルが2条3項は「国際貿易において産品中に存在する危険性を唯一の関連する要素として」考慮することを許容すると認定した際に、同規定の解釈において誤りを犯したと認定する。なぜなら、我々は、パネルが2条3項の下での関連する「条件」の範囲がもっぱら「産品中に存在する危険性」に限定されると結論したと理解するからである（AB: 5.65）。

2条3項に関するパネルの適用について、パネルは、「人工的な放射性核種の重大な放出」を含む「放射能汚染の汚染源」及びFDNPP事故以前のグローバルな環境汚染に関連する証拠を評価した。パネルは特に「汚染源の近くでは放射性核種がより高濃度になりうる」と説明し、汚染源によって汚染に関する領域的な差異がありうることを示唆しているように見える。汚染源の近くで放射性核種がより高濃度になりうると認めながらも、パネルは、放射性核種の放出事故を参照しながら、これらの事故から発生した放射能物質は全世界に拡散されていると述べた。過去の放射性核種の放出に関するパネルの認定は、汚染の程度についての説明又は異なる領域における汚染の相対的な可能性を区別することなく、汚染の可能性について一般的に言及している。特定の汚染源又はその相対的な程度を無視してなされた「放射性核種に汚染される可能性」についてのパネルの認定は、世界中の汚染源に関するパネルのいくつかの中間的な観測と矛盾するよう見える。パネルの分析は、一方では、特定の放出事故又は放射性核種の汚染源が、漸進的かつ局地的に汚染水準及び食品汚染の可能性を高める結果をもたらしうることを示唆する。他方では、パネルは、FDNPP及び他の事故から発生した放射能物質は世界中に拡散されていると一般に述べている。パネルの論拠の様相は、放射性核種の拡散が世界中の異なる領域において一律的ではないことを示唆するよう見えるが、環境汚染に関するパネルの結論は、領域の間にお

ける食品汚染の可能性の相対的な程度に関わる区別をしていない (AB: 5.69-5.76)。

FDNPP 事故を含む過去の放射性核種の放出を評価した後、パネルは、「世界中のどこの食物も放射性核種に汚染される可能性がある」と結論し、食物中の放射性核種のレベルを検討した (AB: 5.77)。パネルは、日本産食品の資料から測定された実際のセシウムのレベルに焦点を当てて、日本産食品中のセシウムの汚染水準を評価した (AB: 5.78)。パネルは、この段階における自身の結論を表現するために様々な記述を用いているが、時として、セシウム汚染の可能性と定量的な許容限度を下回る実際測定値を同一視しているように見える (AB: 5.79)。パネルは、他国産食品中のセシウム汚染の可能性と日本産食品中のセシウム汚染の可能性を比較した。パネルは、「全世界の食品中に微量のセシウム（主に核実験及びチェルノブイリ事故から発生）が存在し、これらのセシウムのレベルは概して非常に低く、かつ、100Bq/kg よりも相当に低いと結論するのに十分な資料がある」との専門家の説明を引用した。他方で、パネルは、「日本産食品中のセシウムの濃度は、日本産以外の食品よりも高くなる傾向があるが、それでも濃度は非常に低く、かつ、100Bq/kg よりも相当に低い」との専門家の見解も引用した (AB: 5.80-5.84)。

パネルは、日本産と日本産以外の製品の「検査結果」に言及しながら、かつ、「過去のセシウムの放出、セシウムの拡散及び食品への移転可能性についてのパネルの結論を考慮しながら」、「大多数の日本産及び日本産以外の製品は両方とも 100Bq/kg の許容限量を下回るセシウムを含有する可能性を有する」と結論付けた。パネルの結論は、単に日本産と日本産以外の製品とが 100Bq/kg の許容限度を下回るセシウムを含有する「可能性」に言及するのみであり、汚染の可能性の相対的な程度、あるいは、少なくともその製品がセシウムに汚染される「同様の可能性」を有しているかどうかは扱っていない。パネルは、「実際に (really) 汚染された地域では、絶対的な汚染水準がもっと高くなるリスクも当然ながらより大きい」という専門家の認定に注目した。汚染の可能性に関する領域的条件の差異にも関わらず、パネルは、2条3項の審査においてそのような差異の関連性を事実上無視した (AB: 5.85)。パネルは、2条3項の下で比較するための関連する「条件」を確認するにあたって、特定の許容限度を下回るという意味での同様の汚染水準が、必然的に汚染される同様の「可能性」に該当するという点を明白に示さなかった (AB: 5.87)。

まとめると、我々は、2条3項の下でパネルが行った条件の比較は、事実上、それぞれの放射性核種に対応する定量的な許容限度に照らして測定された、食品のサンプル中の実際の放射性核種の濃度水準に基づくものであると判断する。これに関連して、我々は、パネルが日本と世界のその他の領域的条件が2条3項の意味において同様であるかどうかを適切に説明せずに、製品の検査データに焦点を当てることにより、2条3項の適用において誤りを犯したという韓国の

主張に同意する。パネルは、特定の定量的水準を下回る汚染がどのように「同様の」汚染の可能性を決定するかについて、そして、かかる限度を下回る産品中の汚染の測定値が、異なる加盟国の領域の間における異なる汚染の可能性 (potential) の領域的側面を完全に包摂 (capture) するかどうかを説明しなかった。これらの理由に照らして、我々は、パネルが関連する領域的条件を説明しておらず、それゆえ、2条3項1文の適用において誤りを犯したと認定する (AB: 5.89)。

4.2 2条3項の結論

2条3項の下での検討は異なる加盟国産の産品中に存在するものとして性格付けられる条件の考慮を含みうるが、2条3項の適切な解釈は、問題となっている産品に影響を与える範囲内で、領域的条件のような他の関連する条件を含むものである。したがって、2条3項の下での検討は、異なる加盟国の全ての関連する条件（未だ産品中に顕在化していないが、規制目的及び具体的なSPSリスクに照らして関連する領域的条件を含む）の考慮を伴う。したがって、我々は、パネルが2条3項は「国際貿易において産品中に存在する危険性を唯一の関連する要素として (as the relevant condition) (イタリックは原文)」考慮することを許容すると認定した際に、同規定の解釈において誤りを犯したと認定する。なぜなら、我々は、パネルが2条3項の下での関連する「条件」の範囲がもっぱら「産品中に存在する危険」に限定されると結論したと理解するからである (AB: 5.91)。

パネルは、2条3項の適用において、食品の汚染の可能性に影響を及ぼす他の関連する領域的条件と自身の結論を調和させることなく、事実上、食品中の実際の汚染水準に依拠した。産品のサンプル中の実際測定値を唯一の基準としたパネルの認定は、異なる加盟国の領域に存在する関連する条件に照らして汚染の可能性 (the potential) (イタリックは原文) を最終的に説明するものではない (AB: 5.92)。

我々は、パネルが、日本と他の加盟国とが同様の条件下にあると認定することにより、2条3項の解釈及び適用において誤りを犯したと認定する。したがって、我々は、①包括的輸入禁止の採用（福島県産及び茨城県産のマダラを除く）、②韓国の全措置の維持が2条3項に非整合的であるとするとするパネルの認定を取り消す。2条3項の意味における「同様の条件」に関するパネルの認定を取り消したため、恣意的又は不当な差別に関する韓国の追加的な主張や韓国の措置が国際貿易に対する偽装された制限を構成するかについて検討する必要はない (AB: 5.93)。

5. 争点③：暫定措置（5条7項）

5.1 5条7項の下でのパネルの認定

【韓国の主張】 日本がパネルの設置要請時に5条7項違反の主張をしなかったため、5条7項はパネルの付託事項の範囲外である。韓国は、自国の措置が5条7項の要件を充足するならば、それは2条3項及び5条6項に違反すると認定されるべきではない、あるいは、これらの条項から排除される、といった主張をしたわけではない。韓国は、「2条3項及び5条6項の下での文脈上の主張（contextual argument）」として5条7項に言及した。韓国が5条7項に言及したことは、同規定の下での韓国の措置の整合性を評価するようパネルに要請するものでも、パネルに権限を与えるものでもない。パネルは5条7項の下で認定を行い、パネルに提起された問題の一部ではない規定を評価したため、DSU6条2項及び7条のみならず、DSU11条にも違反した（AB: 5.110）。

【日本の主張】 パネルが5条7項との関連で認定を行ったのは正しい。なぜなら、韓国は抗弁の主張の一部として当該規定を援用したからである。抗弁で提起される主張と議論がいかなるものであれ、DSU11条は、関連する対象協定の適用可能性及び当該協定との整合性を含めて、「問題の客観的評価」の一部としてパネルがそれらを適切に扱うよう求める。したがって、パネルは、5条7項の下での韓国の主張を評価することにより、DSU11条におけるパネルの義務に整合的に行動した。たとえ5条7項が日本のパネル設置要請に含まれなかったとしても、パネルは、同規定の下での韓国の主張を客観的に評価することを求められる（AB: 5.111）。

【上級委員会の検討】 パネルの設置要請において確認された措置及び主張は「DSBに付された問題」を構成し、DSU7条1項の下でのパネルの付託事項の基礎となる。DSU11条もパネルに付託された「問題」を参照している。DSU11条に従ってパネルは、問題の事実関係、関連する対象協定の適用可能性及び当該協定との整合性を含めて、自己に付託された問題の客観的な評価を行うことを要求される（AB: 5.113）。

DSU7条及び11条に反映されているように、パネルの権限は、紛争当事国が引用した対象協定の関連規定に照らして、自己に付託された「問題」を検討し、DSBが当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うことである。当事国は、パネルに付託された「問題」で確認されたあるWTO規定の解釈について関連する文脈とするために他のWTO規定に言及する

ことがある。その場合に、DSU7条2項がパネルに「紛争当事国が引用した対象協定の関連規定について検討する」ことを要求しているにもかかわらず、パネルの権限が、ただ解釈的な文脈として引用された規定と当該措置との整合性を認定することにまで拡張されることはない (AB: 5.114)。

上記の通り、日本はパネルの設置要請において5条7項の下での主張を含まなかった。韓国は、5条7項の下での暫定的な性質を理由に、自国の措置が2条3項、5条6項、7条及び8条ならびに附属書B及びCに含まれている義務から正当化又は免除されうることを主張したわけではなかった。むしろ、韓国は、日本による違反の主張の対象となっているSPS協定の他の規定の解釈における関連の文脈とするために5条7項に依拠した。さらに、韓国は、証拠の不十分性の主張に依拠した際に、特に日本による2条3項及び5条6項の下での違反の主張に対するパネルの評価に関連する要素として5条7項に言及した。したがって、韓国の措置の5条7項との整合性について認定を行うことにより、パネルは自らの権限を逸脱し、したがって、DSU7条及び11条に非整合的に行動した。この理由により、我々は、5条7項の下でのパネルの認定はムート (moot) であり、何ら法的効力を有さないと宣言する (AB: 5.118)。

5.2 5条7項の結論

我々は、5条7項の下でのパネルの認定はムートであり、何ら法的効力を有さないと宣言する。したがって、我々にとって、5条7項の下での同パネルの認定に関わる韓国のさらなる誤りの主張について考慮する必要はない (AB: 5.122)。

6. 争点④：パネルによる証拠の扱い

両紛争当事国は、パネルが韓国の措置のSPS協定2条3項及び5条6項との整合性を評価する際に、証拠の扱いにおいて誤りを犯したとして上訴する。

【上級委員会の検討】 パネルによる証拠の扱いに関する韓国及び日本の主張は、既に取り消されたパネルの認定に関連するため、これらの誤りの主張をさらに検討する必要はない (AB: 5.127)。

7. 争点⑤：パネルによる専門家の選定

【韓国の主張】 パネルは韓国の適正手続（due process）上の権利を無視して2人の専門家を選定することにより、DSU11条の下で誤りを犯した。パネルは、これらの専門家の独立性又は公正性が影響される可能性があった（likely to be affected）こと、又は、彼らの独立性又は公正性に対する正当な疑いがあったと結論付ける客観的な根拠があったと認定すべきであった（AB: 5.128）。

【日本の主張】 パネルは、専門家の選定手続において厳格であったし、韓国の適正手続上の権利を尊重した。韓国はパネルがDSU11条の下で誤りを犯したことを立証していない（AB: 5.129）。

【上級委員会の検討】 韓国による誤りの主張は、取り消されたか又はムートで何ら法的効力を有しないと宣言されたパネルの認定に関わる。したがって、我々は、韓国が問題視する2人の専門家を選定することによって、パネルがDSU11条の下で誤りを犯したとの主張を検討する必要はないと考える（AB: 5.130）。

8. 争点⑥：透明性原則（7条及び附属書B）

韓国は、SPS協定7条及び附属書B(1)と附属書B(3)についてのパネルの解釈及び適用に対して上訴する（AB: 5.131）。

8.1 SPS協定附属書B(1)

8.1.1 解釈：利害関係を有する加盟国が知ることのできるように

【上級委員会の検討】

採用されたSPS規制を利害関係の有する加盟国がそれを知ることができるようにするために、附属書B(1)における公表は、利害関係を有する加盟国にとってアクセスが可能でなければならず、利害関係を有する加盟国がそれを熟知すること（familiar with）ができるような手段を提供すべく、製品の範囲及び採用されたSPS規制の要件を含めて十分な情報を含まなければならない。附属書B(1)の公表に含まなければならない情報の正確な内容と量は、問題となっている

SPS 規制によって決定される (AB: 5.147)。

8.1.2 パネルは附属書 B(1)の解釈において誤りを犯したか

【韓国の主張】 パネルは、採用された SPS 規制の公表に関して、具体的な原則及び方法 (specific principles and methods) を含めて利害関係を有する加盟国が自国の物品に適用される条件を知ることができるように十分な内容を含むことを附属書 B(1)が求めると認定することにより、同規定の解釈において誤りを犯した (AB: 5.149)。

【日本の主張】 輸出加盟国の生産業者が「自己の产品及び生産方法」を輸入加盟国の「要件」に「適応させる」ことを可能にするために、附属書 B(1)における公表は、物品に適用される「条件 (具体的な原則及び方法を含む)」を含めて十分な情報を含まなければならないとパネルが正しく認定した (AB: 5.150)。

【上級委員会の検討】 我々は、パネルが、附属書 B(1)が SPS 規制の公表で産品に適用される「具体的な原則及び方法」が常に含まれるべきことを要求すると考えた範囲に限っては、パネルの認定を修正する。我々は、採用された規制の公表に「具体的な原則及び方法」が含まれる必要があるかどうかは、問題となっている SPS 規制の性質、対象産品、及び含まれる SPS リスクの性質のような各事案の状況に照らして決定されなければならないと認定する (AB: 5.154)。

8.1.3 パネルは附属書 B(1)の適用において誤りを犯したか

包括的輸入禁止

【韓国の主張】 プレスリリースにおける「全ての水産物 (all fishery products)」への言及は、当該措置の範囲に関連して明確である。附属書 B(1)は、対象産品の範囲が確定されている限り、それぞれの HS コードの公表を要求するものではない (AB: 5.160)。

【日本の主張】 パネルは、「全ての水産物」という用語が HS コード及び国際獣疫事務局 (OIE) の水生動物衛生規約 (Aquatic Animal Health Code) のような国際貿易における用語を定義するために通常使用される出典に基づいて当該措置の対象産品の範囲を記述しているか否かの評価を

行った (AB: 5.161)。

【上級委員会の検討】 包括的輸入禁止では、通常は「水産物」以外の分類に含まれるはずの産品を対象としているため、我々は、当該プレスリリースが包括的輸入禁止を日本が知ることのできるように公表しなかったと考える (AB: 5.164)。我々は、韓国が包括的輸入禁止の完全な産品の範囲を公表しなかったため、SPS 協定附属書 B(1)及び 7 条に非整合的に行動したとするパネルの認定を支持する (AB: 5.165)。

2011 年及び 2013 年追加的検査要件

【韓国の主張】 2011 年及び 2013 年のプレスリリースはともに、セシウムが検出された場合、その他の放射性核種の証明書が要求されると述べている。これは、利害関係を有する加盟国が当該措置及びその要件を知ることができるようにする (AB: 5.167)。

【日本の主張】 附属書 B(1)の公表は、貿易業者及び利害関係を有する加盟国が、輸入国の要件を遵守するための方法を知ることができるようにすべく十分な情報を伝達しなければならない (AB: 5.168)。

【上級委員会の検討】 韓国は、2011 年及び 2013 年追加的検査要件の要件を日本が知ることのできるように十分な情報を公表しなかった。韓国が SPS 協定附属書 B(1)及び 7 条に非整合的に行動したとするパネルの認定を支持する (AB: 5.170)。

全措置 – プレスリリースのアクセス可能性について

韓国の全措置につき、パネルは、利害関係を有する加盟国がこれらの措置の情報を得るために、韓国により提示された当該ウェブサイトを開覧すべきことを知っていたはずであることを、韓国が示せなかったと認定した (AB: 5.171)。

【韓国の主張】 パネルは、附属書 B(1)の下で要求されていない、確実性基準を設定した (AB: 5.172)。

【日本の主張】 パネルは、韓国が全措置につき附属書 B(1)の公表要件を充足しないと適切に認定した (AB: 5.172)。

【上級委員会の検討】 韓国は、利害関係を有する加盟国がこれらのプレスリリースの所在を把握し、アクセスすることが可能だったかどうかに関連する明白な説明を提供していない。特に、我々にとって、なぜいくつかの韓国の SPS 措置は韓国総理室のウェブサイトに公表され、いくつかの措置は農林水産食品部 (MIFAFF) (後に農林畜産食品部 (MAFRA) に改編) のウェブサイトに公表され、その他のプレスリリースは食品医薬品安全庁 (KFDA) (後に食品医薬安全処 (MFDS) に改編) のウェブサイトに公表されたのかが不明確である。韓国総理室は包括的輸入禁止の対象となる事項を直接に規律する機関 (the authority) ではないことを勘案すると食品の輸入に関連する SPS 措置の公表を閲覧するために、韓国総理室のウェブサイトにアクセスするべきであったことを日本がどのように知ることができたかについて、韓国は説明していない (AB: 5.175)。

以上に照らして、公表のアクセス可能性との関連で、当該 SPS 措置に対する附属書 B(1)の適用においてパネルは誤りを犯していないと認定する。したがって、利害関係を有する加盟国が、問題となっている SPS 措置に関する情報を得るために韓国から提示されたウェブサイトを開覧すべきことを知っていたはずであることを、韓国が立証しなかったとするパネルの認定を支持する (AB: 5.176)。

8.1.4 パネルは DSU11 条に非整合的に行動したか

パネルは、韓国の全措置につき、韓国が附属書 B(1)に適合する形でこれらの措置を公表しなかったと認定したが、その際に、韓国により提示されたウェブアドレスが、韓国がこれらの SPS 措置を公表した日に利用可能であったかどうか、そして、公表日にどのような内容が利用可能であったかについて、パネルは知ることができないと指摘していた。パネルは、韓国が適当な期間のウェブサイトのアーカイブ・バージョンを提供しなかったと指摘していた (AB: 5.177)。

【韓国の主張】 パネルは認定に到る際に DSU11 条に非整合的に行動した。プレスリリースの公表日、又は公表日にプレスリリースが利用可能であったかどうかはパネルにおける争点ではない。特に、パネルが韓国に対しウェブページのアーカイブ・バージョンを提供するよう要請しなかったことを考えると、パネルが争われていない争点に関する証拠を提示するよう韓国に要求したことは、不適切である (AB: 5.178)。

【日本の主張】 パネルの評価は争われている争点、つまり、韓国のプレスリリースのアクセス可能性に関連する (AB: 5.179)。

【上級委員会の検討】

我々の見解では、パネルに提出されたこれらの証拠は、政府機関のウェブサイト上でのプレスリリースの公表日を示している可能性がある。しかし、パネルは、この証拠を取り扱わなかった。事実を審査する者としてパネルの義務は、パネルに提供された全ての証拠を考慮し、その信頼性を評価し、その重要性を決定し、かつ、パネルの事実認定がそのような証拠の中で適切な基礎を有することを確保することである。本件でパネルは、当該政府機関のウェブサイト上でのプレスリリースの公表日を確認することができないとの結論に至る際に、プレスリリースに関連する記録上の証拠を考慮したかどうか、又は、どのように考慮したのかを説明していない (AB: 5.184)。パネル手続のいかなる時点においても、当該プレスリリースの公表日を確認するためにパネルが当該ウェブページのアーカイブ・バージョンを必要としたことは示唆されていない。またパネルがそのような証拠を提出するよう韓国に要求することもなかった (AB: 5.185)。パネルは、そのような証拠が必要であると考えた範囲において、紛争当事国からそれを探った上で、適切な推論を導き出すべきであった (AB: 5.186)。

したがって、我々は、パネルが問題の客観的な評価に失敗したと判断する。我々は、韓国により提供されたウェブアドレスにつき、韓国がそれぞれの SPS 措置を公表した当日にそれらが利用可能であったかどうか、そして、公表日にどのような内容が利用可能であったかについて知ることができないと認定することにより、パネルが DSU11 条に非整合的に行動したと認定する (AB: 5.187)。当該 SPS 措置に関するパネルの最終的な認定の残りの部分は影響されない。したがって、韓国が SPS 協定附属書 B(1)及び7条に従って SPS 措置を公表しなかったとするパネルの最終的な認定は維持される (AB: 5.188)。

8.1.5 附属書 B(1)の結論

省略。

8.2 SPS 協定附属書 B(3)

8.2.1 附属書 B(3)の下での認定においてパネルは誤りを犯したか

【韓国の主張】 照会に対して一度対応しなかったことが、必然的に同規定の違反になるわけではない。日本は、韓国の照会所が一度応答しなかったことが「無応答」に該当し、したがって、当該照会所が単に「書類上」に存在するだけであることを立証していない (AB: 5.206)。

【日本の主張】 パネルの結論は、日本からの照会に対して韓国の照会所が一度応答しなかったことに基づくものではない。パネルはむしろ、①韓国の照会所が日本からの一度目の照会に対して、関連文書を日本の照会に結び付けることができるような形で対応しなかったこと、及び②韓国の照会所が日本からの二度目の照会に対応しなかったこと、の 2 点を踏まえて結論に至った (AB: 5.207)。

【上級委員会の検討】

我々は、照会所が一度応答しなかったことそれ自体が、自動的に附属書 B(3)の義務違反をもたらすとは思わない (AB: 5.210)。我々は、特定の照会所が妥当な全ての照会に対し、(どの程度) 応答するかどうか、又は関連文書を (どの程度) 提供するかどうかは、附属書 B(3)の下での評価に無関係ではないと強調する。我々の見解では、この評価は、照会所が受理した照会の総数、応答された照会の割合及び程度、照会・受理された情報の性質及び範囲、ならびに照会所が反復して対応しなかったかどうかを含めて、全ての関連要素についての検討を求める。したがって、我々は、附属書 B(3)への遵守が単に照会所を設置するという形式ではないというパネルの見解に同意する。しかし、照会所が照会に対して一度応答しなかったことが附属書 B(3)の違反をもたらすというパネルの見解には同意しない (AB: 5.211)。以上に照らして、我々は、照会所が照会に一度応答しなかったことが附属書 B(3)の違反をもたらすと認定することにより、パネルが附属書 B(3)の解釈において誤りを犯したと認定する (AB: 5.212)。

パネルは本件の事実に附属書 B(3)を適用する際に、分析を日本からの 2 つ (そのうち 1 つは部分的に応答された) の照会に対する韓国の対応に限定した。我々の見解では、これは韓国が附属書 B(3)に整合的に行動したかどうかを決定するために必要な全ての関連情報の十分な分析ではない (AB 5.214)。我々は、パネルが、韓国の照会所が日本からの一度目の照会に対して不完全に対応したこと、及び日本からの二度目の照会に対して応答しなかったこと、の 2 つの特定の状況のみに基づき、韓国が附属書 B(3)に非整合的に行動し、その結果、7 条にも非整合的に行動したと認定したため、附属書 B(3)の適用において誤りを犯したと認定する (AB: 5.215)。

8.2.2 附属書 B(3)の結論

我々は、パネルが附属書 B(3)の解釈において誤りを犯したと認定し、パネルの認定を取り消す (AB: 5.217)。我々は、パネルが附属書 B(3)の適用において誤りを犯したと認定し、パネルの認定を取り消す (AB: 5.219)。

9. 争点⑦：管理、検査及び承認の手続（第 8 条及び附属書 C）

9.1 SPS 協定 8 条及び附属書 C(1)

9.1.1 同種性の推定を拒否することによって、パネルは誤りを犯したか

【日本の主張】 日本は 2011 年及び 2013 年追加的検査要件がもつばら原産地に基づいて区別をしているとの一応の証明を果たしており、かつ、韓国がそのような一応の証明に対し反駁できていないため、パネルは同種性を推定すべきであった (AB: 5.227)。

【韓国の主張】 区別がもつばら原産地のみに基づいているかどうかを決定するにあたって、パネルは「措置の目的、理由及び効果といった、措置で用いられた表現以外の要素」を検討できる。また、仮に韓国の措置がもつばら原産地のみに基づいて産品を区別するとしても、パネルに同種性を推定する義務はない。推定が適用可能であったとしても、パネルには同種性を推定しない自由があり、パネルは附属書 C(1)(a)の下で産品が同種であることを検討することができる (AB: 5.228)。

【上級委員会の検討】 ガット及び GATS の下でいくつかのパネルは、ある措置がもつばら産品（又はサービス及びサービス提供者）の原産地に基づいて区別を設けている場合、申立国は、同種性を評価するための分析の手段として伝統的に使用される基準に基づいて同種性を立証することを必ずしも要求されないと認めている。これらのパネルは、そのような場合は同種性が推定されると認めた¹⁴。同種性を推定するアプローチは、*Argentina – Financial Services* 事件の上級委

¹⁴ See e.g. Panel Reports, *Indonesia – Measures Affecting the Automotive Sector*, WT/DS146/R, WT/DS175/R, adopted 5 April 2002, paras. 14.112-14.113; *China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products*, WT/DS363/R, adopted 19 January 2010, paras. 7.975 and 7.1447; *United States – Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China*, WT/DS392/R, adopted 25 October 2010, paras. 7.426-7.429; *Argentina – Measures Affecting the Importation of Goods*, WT/DS438/R, WT/DS444/R, WT/DS445/R, adopted 26 January 2015, paras. 6.275-6.276; *Brazil – Certain Measures Concerning Taxation and Charges*, WT/DS472/R, WT/DS497/R, adopted 11 January 2019, para. 7.125.

員会によって GATS2 条 1 項及び 17 条 1 項の文脈で承認された¹⁵ (AB: 5.231)。本件は、パネルが SPS 協定の文脈で同種性の推定を扱った最初の事例である。SPS 協定で同種の産品に言及するのは附属書 C(1)のみである。パネルは、ガット 3 条 4 項における同種性の基準と同じ基準が、附属書 C(1)(a)における審査として適切であると判断した (AB: 5.232)。

パネルは、もしある手続がもつばら原産地のみに基づいて産品を区別する場合、附属書 C(1)(a)における同種性は推定されうることを原則として認めているように見える。我々の見解では、附属書 A(1)に照らして、SPS 措置の実施を確認し確保するための手続がもつばら産品の原産地のみに基づいて産品を区別することができるかどうか、そしてその結果、附属書 C(1)(a)の文脈で同種性が推定されうるかどうか、といった問題が提起されると考える。パネルはこの問題を検討せずに、単純に附属書 C(1)(a)の下で同種性が推定されうると仮定したようである (AB: 5.233)。

しかしながら、我々は、附属書 C(1)(a)の下で同種性が推定されうるとのパネルに見解について判断を下す必要はないと考える。我々は、パネルが 2011 年及び 2013 年追加的検査要件が日本産品と韓国産品とをもつばら原産地のみに基づいて区別していないとした点でパネルに同意する。したがって、附属書 C(1)(a)の下で同種性が推定されうるかどうかは重要ではない。なぜなら、本件の特別な状況において、パネルはいずれにしても、問題となっている手続との関連で日本産品と韓国産品とが「同種」であると推定する立場にはなかったからである (AB: 5.234)。

韓国の措置が 2 条 3 項及び 5 条 6 項に整合的であるかどうかに関わらず、2011 年及び 2013 年追加的検査要件が日本だけに適用されるという区別は、「公衆健康の問題と FDNPP 事故を経験したのはまさに日本であるという事実」から切り離すことができないとしたパネルに我々は同意する (AB: 5.236)。

以上の理由に照らせば、本件との関連で日本産輸入産品と韓国国内産品とが附属書 C(1)(a)の目的における「同種」であると推定することを拒否したパネルの決定に誤りはない。したがって、日本の上訴における誤りの主張の目的上、附属書 C(1)(a)の文脈で同種性の推定が使用可能であるかどうかを考慮する必要はないという我々の見解を確定する (AB: 5.239)。

9.1.2 8 条及び附属書 C(1)(a)の結論

韓国が附属書 C(1)(a)に非整合的に行動し、その結果、8 条にも非整合的に行動したとするパネルの認定は維持される (AB: 5.241)。

¹⁵ Appellate Body Report, *Argentina – Measures Relating to Trade in Goods and Services*, WT/DS453/AB/R, adopted 9 May 2016, para. 6.38.

V. 解説

<パネル及び上級委員会の決定の要約>

| 規定 | 争われた主な争点 | パネルの決定 | 上級委員会の決定 |
|--------------------------------------|--|--|--|
| 5条6項 (貿易制限) | <ul style="list-style-type: none"> 日本が提案する代替措置は韓国の適切な保護水準（ALOP）を達成できるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 日本の代替措置は、年間1mSv未満の、かつ、それより遥かに低い総線量を保証し、韓国のALOPを達成できる。したがって、韓国の措置は5条6項に違反する。 | <ul style="list-style-type: none"> パネルは、韓国のALOPにおける定性的な要素について説明・考慮しなかった。パネルの認定を破棄する。 |
| 2条3項 (無差別) | <ul style="list-style-type: none"> 日本と他の加盟国の条件は同様であるか。 韓国の措置は日本産品を差別するか。 差別が恣意的又は不当か。 | <ul style="list-style-type: none"> 韓国の措置は、同様な条件にある日本産品を恣意的に差別しており、国際貿易に対する偽装された制限を構成する。よって、2条3項1文及び2文に違反する。 | <ul style="list-style-type: none"> パネルは、関連する条件が同様であるかどうかを検討するにあたって領域的条件を考慮しなかった。パネルの認定を破棄する。 |
| 7条 及び 附属書B (透明性) | <ul style="list-style-type: none"> 韓国は附属書B(1)に従ってSPS規制を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように公表したか。 韓国は、附属書B(3)の照会所に関する義務を遵守したか。 | <ul style="list-style-type: none"> 韓国は附属書B(1)及び7条に違反する。 韓国は附属書B(3)及び7条に違反する。 | <ul style="list-style-type: none"> 附属書B(1)についてのパネルの認定を支持する。 附属書B(3)についてのパネルの認定を破棄する。 |
| 8条 及び 附属書C (検査手続) | <ul style="list-style-type: none"> 韓国は附属書C(1)の各号(a)(c)(e)及び(g)に非整合的に行動し、それゆえ、8条にも非整合的に行動したか。 | <ul style="list-style-type: none"> 日本は韓国の協定違反を立証できなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> パネルの認定を支持する。 |
| 5条7項 (暫定措置) | <ul style="list-style-type: none"> 韓国の措置は5条7項の暫定措置に該当するか（パネル）。 パネルは5条7項の下で認定を行うことにより、誤りを犯したか（上訴）。 | <ul style="list-style-type: none"> 韓国の措置は、5条7項における4つの累積的な要件を充足しない。韓国の措置は5条7項における暫定措置ではない。 | <ul style="list-style-type: none"> パネルは5条7項の下で認定を行う権限を有さないため、パネルの認定はムートであり、法的効果を有さない。 |

1. 本件の意義

第1に、本件は、放射性核種という汚染物質を統制・管理するために採用されたSPS措置の整合性が問題となった最初のWTO事例であり、先例的な価値を有する。放射能汚染の一般的な性質、過去の放射能物質の放出がもたらす影響、福島第一原発(FDNPP)事故の特殊性、放射性核種がもたらす人の健康に対するリスク及びその評価を含めて、様々な技術的・科学的な要素がWTO法の文脈で取り扱われる機会となった。特に、放射性核種という汚染物質は、大気又は海に放出され、特定地域に局地的な影響を及ぼしうるという特徴があり、その点で添加物とは区別される。こうした放射性核種の特徴は、領域的条件の考慮をも含む2条3項の解釈と相まって、関連する(領域的)条件に関する本件のパネル及び上級委員会の分析と決定に影響を与えている。

第2に、本件は、本質的にWTO法における加盟国の規制権限の問題に関わっており¹⁶、WTO法における加盟国の権利義務を理解する上で、重要な示唆を与える事例と評価できる。本件では、加盟国の規制権限と密接に関わる5条6項の解釈・適用が主たる争点の1つとなり、特に、ALOPの決定に関する加盟国の権利義務とパネルの説明義務が問題となっている。

第3に、本件は、WTO紛争解決制度の限界を露呈している事例でもある。上級委員会はほぼ全てのパネル認定を破棄又は無効としながらも、自判はしなかった。その結果、一部の手続的争点(透明性原則)を除いて韓国の措置はその整合性が最終的に確認されないまま、維持されることとなった。その意味で、厳密には本件で韓国の措置のSPS協定整合性が法的に確認されたわけではない¹⁷。こうした状況は上級委員会への申立てがパネル報告書で取り扱われた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定されること(DSU17条6項)、そして、上級委員会はパネルの結論を確定、変更又は取り消すことができても(DSU17条13項)、事実問題を再検討するよ

¹⁶ WTO体制が唱える貿易自由化原則と加盟国の規制権限との間における均衡の確保は、WTO法体制が抱える重要なシステミックな問題とされてきた。John H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT (The Bobbs—Merrill Company, 1969)*, p. 788; Robert E. Hudec, “GATT/WTO Constraints on National Regulation: Requiem for an “Aim and Effects” Test,” *The International Lawyer*, Vol. 32, No. 3 (1998), p. 620; Ming Du, “The Rise of National Regulatory Autonomy in the GATT/WTO Regime,” *Journal of International Economic Law*, Vol. 14, No. 3 (2011), p. 673.

¹⁷ 上級委員会報告書によって韓国の措置の合法性が確定されたとはいえないとする韓国の研究としては、例えば、Cho Youngjeen, “An Analysis of the Korea-Radionuclides Case,” *Korean Journal of International Economic Law (국제경제법연구)*, Vol. 17, No. 2 (2019), pp. 32-33; Lee Sung Hyoung and Chun Cheong-Ghi, “A Study on Major Issue of WTO Korea-Radionuclides (Japan) Case (1),” *Journal of International Trade & Commerce(무역연구)*, Vol. 15, No. 4 (2019), p. 230. 他方で、加盟国によって締結された協定は信義誠実に履行されるという国際法上の推定のもと、韓国の措置は合法性が推定されるべきとの主張については、Kichang Chung and Hye Soo Kim, “An Analysis of SPS Dispute in the WTO: Korea – Radionuclides (DS495)” *International Trade Law (통상법률)*, Vol. 146 (2020), p. 84. もっとも、本件は、韓国の措置が科学的原則に基づいているかどうか(例えば、SPS協定2条2項又は5条1項)が問われた事例ではない。その意味で、韓国の措置が科学的に妥当であるかどうかの判断が下されたわけではない。

うに案件をパネルに差し戻す権限を有さないことに起因する。上級委員会がパネルの法適用に関する認定を破棄した上で、自判するためには、法適用のための十分な事実認定が前提条件として必要になる。上級委員会は SPS 協定 5 条 6 項の下でのパネルの認定を取り消しながら、韓国の ALOP が年間 1mSv を下回る、又はそれより相当に低い被曝と同一視又はそのような被曝に置換できるかどうかについて考慮することを要請されていないとし、上訴で提起されていないパネルの事実評価に関しては見解を示さないとした¹⁸。また、上級委員会は 2 条 3 項の下でのパネルの認定を取り消しながら、領域的条件の差異を適切に説明する分析の下で、日本産品と他国産品の汚染可能性が十分に同様かどうかの結論が証拠によって支持されるかどうかについては検討しないとした¹⁹。上級委員会は、紛争の迅速な解決 (DSU3 条 3 項) 及び明確な解決 (同 3 条 7 項) を確保するという正当性のもと、パネル報告書の実事認定が十分であると判断される場合に、「分析を完遂 (completing the analysis)」するという手法をしばしばとってきた²⁰。しかし、事実認定が十分かどうかを判断すること自体、事実認定への関与とみなされる余地があり、権限踰越の問題を生じさせる²¹。本件の上級委員会がパネルの法適用を破棄しながらも、これらの争点を自判しないと決定したのは、権限逸脱の懸念を生じさせる可能性のある事実問題の検討には敢えて踏み込まないという思惑があったからと思われる²²。本件の上級委員会報告書からは、権限踰越の問題を引き起こしうる (又は政治的な判断が求められる) 問題については、できる限り明確な協定の文言又は当事国の主張 (請求) から分析・判断の根拠を探っているような印象を受ける²³。上級委員会は、本件が国民の健康を保護するための加盟国の規制権限に関わる事案であること、そして、それに伴う WTO 判決の正当性の問題に加えて、米国による “overreach”

¹⁸ Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.37.

¹⁹ *Ibid.*, para. 5.90.

²⁰ Alan Yanovich and Tania Voon, “Completing the Analysis in WTO Appeals: The Practice and Its Limitations,” *Journal of International Economic Law*, Vol. 9, No. 4 (2006), p. 941.

²¹ *Ibid.*, p. 943.

²² 上級委員会が本件の実体的争点を自判しなかったことにつき、本件を “hung jury” と評価する見解がある。例えば、Marcus Sohlberg and Ariane Yvon, “Korea – Import Bans, and Testing and Certification Requirements for Radionuclides (Korea—Radionuclides (Japan)), DS495,” *World Trade Review*, Vol. 13, No. 3 (2019), pp. 533-535. また、本件の判定は、紛争に関する明確な解決を確保するという WTO 紛争解決制度の目的 (DSU3 条 7 項) と整合的でなく、申立国の立場からはむしろ正義を否定 (a denial of justice) される結果となったとする評価もある。例えば、Taro Hamada and Yoshimichi Ishikawa, “Are Korea’s Import Bans on Japanese Foods Based on Scientific Principles? Comments on Reports of the Panel and the Appellate Body on Korean Import Bans and Testing and Certification Requirements for Radionuclides (WT/DS495),” *European Journal of Risk Regulation*, Vol. 11, No. 1 (2020), pp. 155-176. 特に、日本政府は本件の上級委員会報告書及び修正されたパネル報告書の採択が審議された DSB 会合において「上級委員会報告書は、紛争解決に資さず、紛争の迅速な解決は WTO が効果的に機能するために不可欠であるとする紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) 上の原則に反する」と批判している。詳細は、Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 26 April 2019, WT/DSB/M/428, para. 9.3.

²³ 上級委員会が政治的批判から身を隠すには、できる限り協定の文言に忠実した立場をとるべきかもしれない。Hudec, *supra* note 16, p. 633.

の問題の一部として挙げられる司法積極主義 (judicial activism) の批判²⁴を意識していたのかも知れない²⁵。

2. SPS 協定 5 条 6 項の解釈・適用：ALOP の決定とパネルの説明義務

本件の上級委員会は、韓国が自身の ALOP を構成すると主張した定性的側面をパネルが無視して分析を行ったことを問題視している。上級委員会は、パネルが韓国の ALOP が有する多面的な性質を受け入れた (acknowledged) にも関わらず²⁶、パネルの分析がもっぱら 1mSv/year の達成の可否のみに焦点を当てて行われたこと、そしてその理由付けが具体的に提示されなかったことを指摘している。上級委員会の判断は、韓国の ALOP が上記の 3 要素から成ることをパネルが受け入れたことを前提にしているように思われる。

ALOP を決定することは加盟国の特権であると同時に、義務と解され、加盟国は ALOP を定量的な形で設定することを義務付けられないが²⁷、加盟国は SPS 協定の諸規定が適用可能にすべく十分に具体的に ALOP を提示しなければならない。パネルは被申立国が説明する ALOP をまるごと受け入れるか、あるいは、それを完全に尊重することを求められず、むしろ記録上の主張と証拠に基づき被申立国の ALOP を明確にしなければならない²⁸。日本は、韓国の ALOP が 1mSv/year であると主張する一方²⁹、韓国は自国の ALOP は固定された定量的基準ではなく、定性的基準を含むものであると主張していた³⁰。パネルは韓国が表現した ALOP をそのまま引用しながら、日本の代替措置が上記の 3 要素を含む ALOP を達成するかどうかを検討すべきと述べたが、「1mSv/year の線量限度の以下」の部分に下線を引いて、定量的基準を強調していた³¹。

²⁴ USTR, “Report on the Appellate Body of the World Trade Organization” (February 2020), pp. 50-51.

²⁵ 上級委員会が自判しなかったことを “overreach” の批判と関連付けている研究としては、北村朋史「WTO 紛争解決手続の功罪——韓国水産物等輸入規制事件から見る加盟国の規制権限と WTO の紛争解決」『法学教室』468 号 (2019 年) 54 頁；川瀬剛志「韓国・放射性核種事件にみる WTO 紛争解決手続の限界——実効的な紛争解決を阻む不完全な二審制」『国際問題』686 号 (2019 年 11 月) 22 頁。

²⁶ Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.27.

²⁷ Appellate Body Report, *Australia – Measures Affecting Importation of Salmon*, WT/DS18/AB/R, adopted 6 November 1998, para. 206; Appellate Body Report, *Australia – Measures Affecting the Importation of Apples from New Zealand*, WT/DS367/AB/R, adopted 17 December 2010, para. 343. ただし、加盟国の ALOP と申立国の代替措置との比較検討が前提とされる 5 条 6 項の審査の目的上、明白な定量的な基準で ALOP が表現されるのが審査を行うパネルの立場にとっては好ましい。例えば、Panel Report, *Australia – Measures Affecting Importation of Salmon (Article 21.5 – Canada)*, WT/DS18/RW, adopted 20 March 2000, para. 7.129.

²⁸ Appellate Body Report, *India – Measures Concerning the Importation of Certain Agricultural Products*, WT/DS430/AB/R, adopted 19 June 2015, para. 5.221. このようなパネルの義務は、申立国が被申立国より表現・確認された ALOP が当該被申立国の真正な (genuinely) 保護水準を反映しないと主張する場合にも適用される。

²⁹ Integrated Executive Summary of the Arguments of Japan, WT/DS495/R/Add.1, Annex B-1, para. 90.

³⁰ Integrated Executive Summary of the Arguments of Korea, WT/DS495/R/Add.1, Annex B-2, paras. 61-62.

³¹ Panel Report, *Korea – Radionuclides*, para. 7.172.

パネルが定量的基準に基づいて分析を行ったことについては、2つの見方が可能である。第1に、パネルは韓国が説明した ALOP の多面的な性質を正式に受け入れたにも関わらず、定量的基準のみに基づいて結論に至ったと理解する見方である。上級委員会の論理は全般的にこの見方に近いように思われる。つまり、パネルが ALOP を構成する3要素の全てを認めた以上は、これらの要素の相互関係についての具体的な説明・検討なしに特定の要素（定量的基準）のみに基づいて日本の代替措置との検討を行ったことは、誤りであるという解釈である³²。

第2に、パネルは、最初からそもそも本件で適用されるべき韓国の ALOP は 1mSv/year という定量的基準であると判断し、そのような立場から5条6項の分析を行ったと理解する見方である³³。つまり、パネルは、韓国の定性的 ALOP は定量的基準に包含されるという前提のもとで、定量的基準に基づいて分析を行ったと理解する見方である。しかし、この場合、被申立国が主張する ALOP とパネルが適用した ALOP が異なるため、パネルの説明義務が発生する。上級委員会によると、被申立国が説明する ALOP と実際の ALOP が異なるとパネルが判断するときは、パネルは理由付けと証拠的根拠をもって被申立国の ALOP として決定したものを「明確に説明 (clearly explain)」しなければならない³⁴。本件で適用されるべき韓国の ALOP を決定するにあたり、パネルは、確かに定性的要素にも触れていた。上級委員会は、もしパネルが、ALARA 要素が十分に具体的でないがゆえに有意義な ALOP を構成する要素になり得るのかを疑問視していたのなら、その点を「明示的に検討 (explicitly examine)」すべきだったと指摘している。

第1状況と第2状況に関する上級委員会の見解は、上級委員会の結論に集約されている。つまり、パネルは、日本の代替措置との比較において、韓国の ALOP における全ての要素を明確に (clearly) 説明するか (第1状況)、あるいは、いくつかの要素が5条6項における関連の ALOP の部分ではないことを明示的に決定 (explicitly determined) すべきだった (第2状況)³⁵。

加盟国が十分に具体的な ALOP を主張できなかったことによって、パネルが自らの判断で ALOP を決定した場合 (例えば、SPS 措置に反映されている保護水準に照らして) は、結局それは加盟国の自己責任であるといわざるを得ないため、証拠に照らして関連の ALOP を決定する

³² 韓国が ALARA 原則に固守していることをパネルが評価したこと、自国の ALOP が固定された定量基準ではないとの韓国の主張をパネルが再確認したこと、及びパネルが最終的に3要素を含む ALOP を提示したことは、パネルが韓国の ALOP における定性的な側面を正式に受け入れたという見方を裏付ける。 *Ibid.*, para.7.171; Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.30.

³³ これは本件における日本の主張でもあった。具体的には、Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.19. また、同旨は、北村「前掲論文」(注25)55頁；川瀬「前掲論文」(注25)18頁；Hamada and Ishikawa, *supra* note 22, p.171.

³⁴ Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.34 “Where a panel considers that a respondent's ALOP differs from that articulated by the respondent, the panel must clearly explain what it has determined the respondent's ALOP to be, along with the reasons and evidentiary basis for the panel's determination.”

³⁵ *Ibid.*, para. 5.36.

パネルの裁量は保障されるべきと考える。他方で、パネルの裁量とは別に、パネルは自身が ALOP として決定したものを明確にし、加盟国が主張する ALOP との違いを説明しなければならない。本件では、この決定と説明の明確性のところが上級委員会の基準を満たさないと判断されたように思われる。

他方で、上級委員会が、加盟国の ALOP を説明するパネルの義務に一定の明確性の基準を加えていることには留意が必要である³⁶。パネルは、ALARA 原則の ALOP としての機能を疑問視する専門家の見解を引用したりしていたが³⁷、上級委員会は、その点をパネルが明確に解決又は認定しなかったことを問題視している³⁸。仮に本件のパネルが専門家見解を根拠にしてかかる定性的な側面は ALOP を構成しえないと明示的に「結論」又は「認定」していれば、パネルの説明義務は充たされただろうか。上級委員会が求める明確性というのが具体的にどの程度なのかは、本件で明らかにされていない³⁹。本件で問題となった放射性核種による健康リスクと加盟国の適切な保護水準との関係は、非常に専門的で政治的・社会的な論争の程度の激しい争点である。上級委員会がこのようにパネルに厳格な説明義務を課しているのも、科学的知識に精通していない上級委員会が、パネルによる明確な説明又は認定なしに自ら判断を下すことに負担を感じていたからかもしれない。

3. SPS 協定 2 条 3 項の解釈・適用：領域的条件の考慮

2 条 3 項における関連する条件は、措置の特別な性質及び事案の具体的な状況に照らして確認されなければならない⁴⁰。上級委員会によると、SPS 措置が追求する特定の目的及び SPS 措置が扱う危険性に関連する条件は、同一又は同様の条件の存在が問われる 2 条 3 項の分析において関連する⁴¹。本件では特に 2 条 3 項の分析において関連する条件と「領域 (territory)」という文

³⁶ 上級委員会は、自ら決定した ALOP を明確に (clearly) 説明するパネルの義務以外にも、3 要素の各々が韓国の ALOP における個別の構成要素を反映するかどうか、及び 3 要素が韓国の全体的な ALOP の一部分としてどのように相互作用するかをパネルが「明確に (clearly)」解決しなかったこと、3 要素のうちいくつかの側面が必然的に 1mSv/year の定量的被曝限度に含まれることをパネルが「明確に (clearly)」認定しなかったこと、パネルが 3 要素を「明示的に (explicitly)」に統合しなかったこと、などを指摘し、パネルが「明確に」又は「明示的に」説明・検討を行わなかったことを強調している。Ibid., paras. 5.29, 5.31, 5.33, 5.34.

³⁷ パネルは、ALARA は容易に職別でできる結果の存在しない手続であり、それゆえ、それ自体は国際基準として使用されえないとの専門家の見解を引用していた。Panel Report, Korea – Radionuclides, para. 7.167.

³⁸ Appellate Body Report, Korea – Radionuclides, para. 5.35.

³⁹ パネルに課される重い説明義務が ALOP を設定する加盟国の義務を空洞化させる恐れがあるとの指摘については、川瀬剛志「Special Report: 韓国・放射性核種輸入制限事件再訪——WTO 上級委員会報告を受けて」(2019 年 4 月 16 日、同 17 日一部加筆修正)、独立行政法人経済産業研究所、<https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/105.html>。

⁴⁰ Appellate Body Report, Korea – Radionuclides, para. 5.59.

⁴¹ Ibid.

言の関係が強調された。上級委員会は、同規定における関連する条件は、SPS 措置を採用する加盟国の領域と他の加盟国の領域を含むとし、特に、異なる加盟国の領域における生態学上又は環境上の条件が、SPS 措置が対象とする危険と関連する場合、それらは、2条3項の下で比較されなければならない条件の範囲に影響を及ぼしうると確認した⁴²。上級委員会によると、2条3項の下での分析は、产品中にまだ顕在化（manifested）していないが、問題となる規制目的と特定の SPS リスクに照らして、関連する領域的条件を含む異なる加盟国の全ての関連する条件の考慮を伴う⁴³。

上級委員会は、SPS 協定附属書 A(1)(b)のリスク以外のリスクに関しては、領域的な側面がより顕著になる傾向があるとのパネルの指摘には同意できないとした⁴⁴。したがって、本件の場合のように、汚染物質（contaminants）を対象とする SPS 措置に関しても、領域的な条件が考慮されうるという 2条3項の解釈は同じように適用される。本件では、放射性核種という汚染物質に関わる領域的な条件が問題とされた。

パネルは 2条3項の分析のために比較されなければならない「関連する条件」として、①日本産品とその他の産品とが「放射性核種に汚染される同様な可能性（a similar potential to be contaminated）を有するかどうか」、及び②「汚染水準が韓国の許容水準を下回るかどうか」を挙げた。パネルの分析は次のようにまとめられる。第 1 に、過去の放射性核種の環境への放出（主に核実験や 1986 年チェルノブイリ原発事故などに起因）は継続して食品に影響を及ぼしており⁴⁵、これは、世界中どこの食品も放射性核種に汚染される可能性があることを意味する。第 2 に、日本産品中のセシウムの汚染水準は 100Bq/kg 以下である⁴⁶。第 3 に、日本産品及び他国産品の汚染水準はともに韓国の許容限度より低い⁴⁷。これらを踏まえて、パネルは、日本とその他の加盟国は同様の条件下にあると結論付けた⁴⁸。

他方で、上級委員会は、パネルが産品の「実際の（actual）」汚染水準のみに基づいて結論に至ったことを問題視している。特に、上級委員会は、「汚染の可能性」に関連するパネルのいくつかの説明に注目した。要するに、パネルは放射性核種による汚染の可能性に局地的に影響を及ぼしうるいくつかの領域的条件（例えば、汚染源との近接性）に言及していたが、产品中の実際の汚染水準のみに焦点を当てたパネルの分析は、かかる領域的条件の差異が持つ関連を無視する

⁴² *Ibid.*, para. 5.63. 上級委員会は、SPS 協定 5条2項が加盟国に「生態学上及び環境上の条件」を考慮するよう求めていることに言及し、同規定を 2条3項の解釈における関連の文脈として参考した。

⁴³ *Ibid.*, para. 5.64.

⁴⁴ *Ibid.*, footnote 218.

⁴⁵ Panel Report, *Korea – Radionuclides*, para. 7.298.

⁴⁶ *Ibid.*, paras. 7.299-7.311.

⁴⁷ *Ibid.*, paras. 7.312-7.319.

⁴⁸ *Ibid.*, paras. 7.321-7.322.

ものであったという指摘である⁴⁹。汚染の可能性に影響を及ぼしうる領域的条件の差異が（日本とその他の加盟国の間に）存在しうる中で、産品中の実際の汚染水準だけをもって汚染の可能性が同様であるとまで断言することはできない、という趣旨である。

パネルは 2 条 3 項の分析で比較されなければならない上記①と②を事実上同一視する前提に立ち⁵⁰、大多数の日本産食品と日本産以外の食品の汚染水準がともに韓国の許容限度を下回っており、その意味で、日本産食品と日本産以外の食品は韓国の許容限度を下回る汚染水準を含有する同様な可能性を有すると判断した。ここでパネルは、汚染の可能性に影響を及ぼしうる日本とその他の加盟国の領域的条件の違いが、実際の汚染水準に既に反映されたという前提に立ち、産品データの検討を通じてかかる領域的条件の差異をも検証したと判断したように思われる⁵¹。

他方で、上級委員会は、パネルが前提としていた上記①と②の関係性に必ずしも同意していないように思われる。上級委員会は、パネルがその両者の具体的な関係を明らかにせず、特に、「許容限度以下の同様な汚染水準」が必然的に「同様な汚染の可能性」に帰結するという相関関係を「明確に (explicitly)」示さなかったことを指摘している⁵²。上級委員会はパネルと違って、産品中に実在する汚染水準と、汚染の可能性を概念上区分する前提に立っているように思われる。この点は、パネルが①と②の両者を結合された (combined) 要素として捉えたことに対する上級委員会の指摘⁵³や、さらには、産品に「顕在化 (manifested) した」危険又は産品の「実際の (actual)」汚染といった表現に対比される概念として、汚染の可能性 (潜在性・potential) という用語が強調されていることを見ても分かる⁵⁴。

結局のところ、パネルは、領域的条件の差異が存在しうることを認めながらも、その差異というのは 100Bq/kg の許容限度の以下では大きな意味を持たないとの前提の下で⁵⁵、分析を行い、結論に至ったように思われる。対して上級委員会は、実際の汚染水準と潜在的な汚染の可能性との相関関係がパネルによって明確に認定又は明示されない限り、同様な実際の汚染水準が、同様な汚染の可能性までも説明できるとは断言できないと判断したように思われる。上級委員会は、パネルが、(パネル自身が存在しうることを指摘していた) 汚染の可能性の差異が 100Bq/kg の定量基準の以下では無意味になるかどうかを説明しなかったと指摘している⁵⁶。

⁴⁹ Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.85.

⁵⁰ 上級委員会は、パネルが両者を同一視しているようであると指摘した。また、上級委員会は、パネルがこれらの 2 つの条件を結合された (combined) 要素として捉えたことと指摘した。 *Ibid.*, paras. 5.79 and 5.87.

⁵¹ 北村「前掲論文」(注 25) 55 頁；川瀬「前掲論文」(注 25) 18 頁。

⁵² Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.87.

⁵³ *Ibid.*

⁵⁴ 上級委員会は、“potential” をイタリック体で強調している。 *Ibid.*, para. 5.92.

⁵⁵ パネルは、日本産食品におけるセシウムの濃度は日本産以外の食品のそれより高くなる傾向があるが、それでも 100Bq/kg よりは非常に低いだらうとの専門家見解を引用していた。 Panel Report, *Korea – Radionuclides*, para. 7.313.

⁵⁶ Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.84.

本件で問題となった放射能という汚染物質は添加物とは違い、とりわけ環境によって產品に投入される物質であるという特徴がある⁵⁷。領域的（環境上・生態学上の）条件による汚染の可能性（潜在性）の違いに対する考慮が本件で特に強調されたのは、本件で問題となった SPS リスクの特殊性に起因するところが大きいと思われる⁵⁸。

4. SPS 協定 5 条 7 項への言及とパネルの審理権限

パネル段階で韓国は自身の措置が SPS 協定 5 条 7 項に従って (pursuant to) 採用されたと主張し、措置の暫定的な性質、具体的には科学的証拠の不十分性が 2 条 3 項及び 5 条 6 項の下でのパネルの分析に影響を及ぼしうると主張した。日本も原則として、科学的証拠の不十分性が SPS 協定の他条項の分析において考慮されうることに同意していた⁵⁹。パネルは、韓国が 5 条 7 項に言及したことを「客観的な危険性評価を行うための科学的根拠が不十分である」との事実的前提 (factual premises) を主張するものとして受け入れ、5 条 7 項が適用可能であることを証明する立証責任は韓国にあるとした⁶⁰。パネルは韓国の措置が 5 条 7 項の 4 つの累積的な要件を満たすかどうかを検討し、その結果、韓国の措置のうち 5 条 7 項の要件を満たすものはないと結論付けた⁶¹。他方で、上級委員会は、日本がパネル設置要請時に SPS 協定 5 条 7 項に関する主張を行わなかったことを根拠にしなが、パネルが同規定について認定を行ったことは DSU 7 条及び 11 条に違反し、それゆえ、パネルの認定はムートであり、何ら法的効力を有しないと結論付けた⁶²。

日本がパネルの設置要請時に韓国措置の 5 条 7 項違反を主張しなかったことについて争いはない。むしろ 5 条 7 項の適用可能性と関連して本件で問題となったのは、パネル段階で韓国が 5

⁵⁷ 韓国はこの点を訴訟戦略として強くアピールしていたように思われる。韓国側の訴訟対応チームの一員として参加したチョン・ハヌル韓国産業部通商紛争対応課長は、韓国のハンギョレ (Hankyoreh) 新聞社とのインタビューで、「放射能は、殺虫剤や添加物とは違って、人ではなく環境によって投入される。食品自体に現存する危険以外に潜在的な危険をも見なければならない。今まで食べてきたスケトウダラに問題がないとしても、依然として汚染されたスケトウダラが入ってくる危険が潜在しており、韓国の措置はそれを管理することが目的である」と述べながら、產品に現存する危険のみならず、潜在的な危険をも考慮することを上訴審で強くアピールしたと明かした。また、「放射能ではなく添加物や殺虫剤ならばパネルの論理は間違っていない。上級委員会は法理的な観点から、環境が食品に影響を及ぼす限りにおいて、環境的な要素をも考慮すべきであるとの適切な判断を下した」とコメントしている。詳細は、「후쿠시마 수산물 잠재 위험 인정 WTO 서 기념비적인 사건 (訳:福島産水産物の潜在的危険の認定、WTO での記念碑的な事件)」(Hankyoreh 2019/05/01) <http://www.hani.co.kr/arti/economy/economy_general/892199.html>。

⁵⁸ 本件のパネルは、添加物 (additives) のように環境的な条件と関連しない SPS リスクが存在しうることを想定していた。Panel Report, Korea – Radionuclides, para. 7.268.

⁵⁹ *Ibid.*, para. 7.71.

⁶⁰ *Ibid.*, para. 7.75.

⁶¹ *Ibid.*, para. 7.111.

⁶² Appellate Body Report, Korea – Radionuclides, paras. 5.121-5.122.

条 7 項に言及したことが、パネルが同規定の実体的要件を検討し、認定を行う根拠になりえるかどうかであった。韓国は特に、5 条 6 項の審査において日本の代替措置が韓国の ALOP を達成できるかどうかについての科学的証拠が不十分であること、2 条 3 項の審査において科学的証拠の不十分性のため、日本とその他の加盟国の条件が同一又は同様であるとはいいきれないこと、などを指摘し、さらには、これらの規定の解釈に際して 5 条 7 項が関連の文脈を提供すると主張していた。上級委員会は関連の文脈とするために 5 条 7 項に言及したとの韓国の主張を受け入れたが、その際、上級委員会は、「加盟国は、単にパネルに付された問題で確認される WTO 規定の解釈における関連の文脈とするために、他の WTO 規定に言及することができる」こと、そして、その場合、DSU 7 条 2 項にも関わらず、「パネルの権限はただ解釈的な文脈として引用された規定と当該措置との整合性を認定することにまで拡張されることはない」と指摘した⁶³。

本件では韓国がただ他の規定の解釈において関連の文脈とするために 5 条 7 項に言及したことが認められたが、ただ関連の文脈とするために特定の規定に言及することと、事後的・法的主張を展開するために特定の規定に言及することとの区別がいつも容易であるとは思わない。例えば、韓国はパネル段階で自身の措置が 5 条 7 項に従って (pursuant to) 採用されたと主張していたが、これは、当該措置が 5 条 7 項の実体的要件を満たす措置であるとの法的主張が前提とされたものとして読まれる余地もあった。これに関しては、実際にパネル設定要請時に違反の主張が展開された関連規定、加盟国が当該規定を関連の文脈として言及する形態、内容、及び加盟国の一貫した態度などを含む多様な要素が考慮されうると考える。上級委員会は、韓国がパネル段階の残りの部分を通して終始 (throughout) 関連の文脈として 5 条 7 項に言及していたこと、そして、パネルの付託事項は韓国の措置が 5 条 7 項の要件から逸脱するといういかなる認定を行うこともパネルに許容しないと「明白に (explicitly)」述べていたことに注目している⁶⁴。

本件のように、パネル設置要請時には 5 条 7 項が付託事項とされなかったが、5 条 7 項に関する主張が審理された事例としては *Japan – Apples* 事件が挙げられる。同事件で被申立国は、パネルがもし 2 条 2 項の下で協定違反を認定するならば、予備的な主張として、5 条 7 項を代案 (in the alternative) として援用するとしていた⁶⁵。2 条 2 項と 5 条 7 項の密接な関係を考えると、もしも日本が韓国の措置と 2 条 2 項 (又はその具体的な適用を定める 5 条 1 項) との非整合性を

⁶³ *Ibid.*, para. 5.114.

⁶⁴ *Ibid.*, para. 5.116.

⁶⁵ Panel Report, *Japan – Measures Affecting the Importation of Apples*, WT/DS245/R, adopted 10 December 2003, para. 8.203. “Japan argues that should the Panel find the scientific evidence insufficient to support Japan's measure under Article 2.2, the measure could be considered to be a provisional measure in the context of Article 5.7 since the date of entry into force of the SPS Agreement.”; Appellate Body Report, *Japan – Measures Affecting the Importation of Apples*, WT/DS245/AB/R, adopted 10 December 2003, para. 170 “Before the Panel, Japan contested that its phytosanitary measure is “maintained without sufficient scientific evidence” within the meaning of Article 2.2. Japan claimed, in the alternative, that its measure is a provisional measure consistent with Article 5.7.”.

主張していれば⁶⁶、韓国が 5 条 7 項を正式に援用するという *Japan – Apples* 事件と似たような状況に発展したかもしれない。

本件の上訴で韓国は、5 条 7 項の下での立証責任の配分についても問題提起したが、上級委員会は、5 条 7 項に関するパネルの認定が法的効力を有さないとしたため、この点については検討しないとした。5 条 7 項の立証責任に関して、*EC – Approval and Marketing of Biotech Products* 事件のパネルは、5 条 7 項が「条件付き権利 (a qualified right)」であるとの前提の下で、5 条 1 項は 5 条 7 項が適用可能でない場合のみ適用されるため、申立国が 5 条 1 項の下で違反の主張を展開する場合、措置が 5 条 1 項及び 5 条 7 項の両方に一応違反することを示す責任は申立国にあるとした⁶⁷。他方で、*US – Animals* 事件のパネルは、被申立国が自国の措置は 5 条 7 項の暫定措置に該当すると主張した場合、被申立国が立証責任を負担すると判断しており⁶⁸、本件のパネルもかかる解釈に依拠し、韓国が 5 条 7 項を援用したと見て（この点は上級委員会によって否定されたが）韓国に立証責任があると判断した。申立国の日本がパネル設置要請時に 5 条 7 項の下で主張を展開しなかったことも⁶⁹、そして、被申立国の韓国が単に解釈的な文脈として 5 条 7 項に言及したと強調していたことも、結局、特定の規定の整合性・非整合性を主張する側に立証責任が転嫁されるという先例の解釈を意識してからの戦略だったのかもしれない。

5. SPS 協定 7 条及び附属書 B(1)・(3)の争点

本件では、SPS 協定 7 条及び附属書 B(1)・(3)で規定する透明性原則の解釈及び適用が問題となった。

附属書 B(1)の解釈及び適用について

附属書 B(1)の義務と関連して、本件は SPS 規制（SPS 措置のうち一般的に適用される法令等をいう）の公表に含まれるべき内容の範囲について解釈がなされている。附属書 B(1)は、加盟国

⁶⁶ 訴訟効率から日本が比較的違反認定の先例の多い 2 条 2 項及び 5 条 1 項違反を申し立てるべきだったとの主張については、山下一仁「日本は韓国に WTO で敗訴したのか？～原発事故の被災地からの水産物の禁輸。日本がこれからとるべき道は？～」(2019 年 5 月 22 日) キヤノングローバル戦略研究所、<https://cigs.canon/article/20190522_5793.html>。反対の見解としては、川瀬「前掲論文」(注 39)を参照。

⁶⁷ Panel Report, *EC – Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products*, WT/DS291/R, WT/DS/292/R, WT/293/R, adopted 21 November 2006, para. 7.3000.

⁶⁸ Panel Report, *United States – Measures Affecting the Importation of Animals, Meat and Other Animal Products from Argentina*, WT/DS447/R, adopted 31 August 2015, paras. 7.292-7.293.

⁶⁹ 日本は協議要請時に韓国の 5 条 7 項違反を主張していたが、パネル設置要請時には当該規定の違反の主張を含まなかった。Request for Consultations by Japan, Korea – Radionuclides, WT/DS495/1, 1 June 2015.

が SPS 規制を、①利害関係を有する加盟国が知ることのできるように、②速やかに公表することを確保するよう求める。上級委員会は、①の義務をより具体的に解釈した。利害関係を有する加盟国が知ることのできるようにするために、附属書 B(1)の公表は、アクセスが可能でなければならず、かつ、利害関係を有する加盟国がそれを熟知する (familiar with) ことができるような手段を提供すべく、製品の範囲及び採用された SPS 規制の要件を含めて十分な情報を含まなければならない⁷⁰。問題となっている SPS 措置、対象製品、SPS リスクを含む各事案の具体的な状況が考慮されなければならない⁷¹。その意味で、同規定の義務は、採用された SPS 規制に関連する「具体的な原則及び方法」を常に (in all cases) 公表するよう求めるものではない⁷²。

附属書 B(1)の義務に関する争点は、本件において韓国の協定違反が確定された唯一の争点である。

附属書 B(3)の解釈及び適用について

附属書 B(3)は、利害関係を有する加盟国からの全ての妥当な照会に応じ及び関連文書を提供する責任を有する照会所を設ける加盟国の義務を定める。本件では、かかる照会所を設置する義務の具体的な内容が争点となった。上級委員会は、加盟国の照会所が他方の加盟国に対して一度応じなかったことが、自動的に附属書 B(3)の違反をもたらすわけではないとし、同規定における評価は、照会所が受理した照会の総数、応答された照会の割合及び程度、照会・受理された情報の性質及び範囲、ならびに、照会所が反復して対応しなかったかどうかを含めて、全ての関連要素についての検討を求めるとした⁷³。パネルは、韓国が附属書 B(3)に非整合的に行動したかどうかを決定するために必要な全ての関連要素を検討しなかった。したがって、上級委員会は、パネルが同規定の下で韓国が非整合的に行動したかどうかを判断する立場になかったとし、パネルの認定を取り消した⁷⁴。

6. SPS 協定 8 条及び附属書 C(1)(a)の解釈における同種の製品

SPS 協定附属書 C(1)(a)は、SPS 措置の実施を確認し及び確保するための手続が不当に遅延することなく、かつ、輸入製品が同種の国内産品よりも不利でない方法で、行われ、完了すること

⁷⁰ Appellate Body Report, *Korea – Radionuclides*, para. 5.147.

⁷¹ *Ibid.*, para. 5.151.

⁷² *Ibid.*

⁷³ *Ibid.*, paras. 5.210-211.

⁷⁴ *Ibid.*, paras. 5.214-215.

を加盟国に求める。SPS 措置の実施を確認し及び確保するための手続の無差別原則を取り扱う同規定では、SPS 措置の無差別原則を規律する 2 条 3 項や、加盟国が設定する適切な保護水準の無差別原則を規律する 5 条 5 項とは違い、「同種の産品」という概念が用いられている。パネル段階で日本は、SPS リスクを基準にして同種性を判断する審査を提案したが、パネルは、問題となっている措置の目的に基づいて同種性を決定するというアプローチは TBT 協定の文脈で上級委員会によって拒否されたと指摘し、それゆえ、日本の主張に同意できないとした。パネルはむしろガット 3 条 4 項の下で適用される同種性審査が附属書 C(1)(a)における審査に適すると結論付けた⁷⁵。日本は、もしパネルがガット 3 条 4 項の同種性の概念を用いるとするならば、伝統的な 4 つの基準を使用するよりは、同種性を推定するべきだと主張した。いくつかの先例において、パネルは、もし措置がもっぱら原産地に基づいて産品を区別しているのなら、申立国は伝統的な基準に基づいて産品の同種性を立証する必要は必ずしもないとし、そのような場合は、同種性が推定されうると解釈してきた。この点は、上級委員会も認めたことがある⁷⁶。本件のパネルは、先例を参照しながら、附属書 C(1)(a)の文脈でこうした同種性の推定が適用可能であるとの前提に立っているようである。しかしながら、パネルは、韓国の措置がもっぱら原産地のみに基づいていることを日本が立証できなかったとして、同種性は推定されないと結論した⁷⁷。

他方で、上級委員会は SPS 協定附属書 C(1)(a)の文脈で同種性を推定することが適切であるかどうか疑問を呈しているようである。SPS 措置は、定義上、特定の危険性から人、動植物の生命もしくは健康を保護し、又は、有害動植物からの特定の被害を防止もしくは制限するものであるが、上級委員会は、SPS 措置の実施を確認し及び確保するための手続がもっぱら原産地のみに基づいて産品間に区別を設けることがそもそも (at all) 可能であるかどうか、そして、その意味で附属書 C(1)(a)の文脈で同種性を推定できるかどうかという問題が争点になると指摘した。ただし、上級委員会は、韓国の措置が原産地のみに基づいて区別を設けてはいないとし、何しろパネルは同種性を推定する立場にはいなかったため、附属書 C(1)(a)の下で同種性を推定できるかどうかについては検討しないとした。

7. 履行完了の通知

2019 年 4 月 26 日に開かれた DSB の会合において、本件の上級委員会報告書及び上級委員会によって一部訂正されたパネル報告書が採択された。採択された勧告及び決定では、韓国の措置

⁷⁵ Panel Report, *Korea – Radionuclides*, paras. 7.392-7.393.

⁷⁶ *Ibid.*, para. 7.394.

⁷⁷ *Ibid.*, paras. 7.398-7.403.

のいくつかの手続的側面が SPS 協定 7 条及び附属書 B(1)に違反すると認定された。

2019 年 6 月 4 日、韓国政府は 2019 年 5 月 30 日現在「日本食品の放射能輸入規制の現況 (WTO DS495 判定結果による細部事項の再公表)」を食品医薬安全処のウェブサイトに掲載し、関連措置の詳細を再公表することにより DSB の勧告及び決定の履行を完了したと DSB に通知した⁷⁸。

⁷⁸ Communication from Korea, *Korea – Radionuclides*, WT/DS495/15, 5 June 2019.

関連規定一覧

SPS 協定 1 条 1 項

この協定は、国際貿易に直接又は間接に影響を及ぼすすべての衛生植物検疫措置について適用する。衛生植物検疫措置は、この協定に従って定められ、適用されるものとする。

SPS 協定附属書 A(1)

「衛生植物検疫措置」とは、次のことのために適用される措置をいう。

- (a) 有害動植物、病気、病気を媒介する生物又は病気を引き起こす生物の侵入、定着又はまん延によって生ずる危険から加盟国の領域内において動物又は植物の生命又は健康を保護すること。
- (b) 飲食物又は飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素又は病気を引き起こす生物によって生ずる危険から加盟国の領域内において人又は動物の生命又は健康を保護すること。
- (c) 動物若しくは植物若しくはこれらを原料とする産品によって媒介される病気によって生ずる危険又は有害動植物の侵入、定着若しくはまん延によって生ずる危険から加盟国の領域内において人の生命又は健康を保護すること。
- (d) 有害動植物の侵入、定着又はまん延による他の損害を加盟国の領域内において防止し又は制限すること。衛生植物検疫措置には、関連するすべての法令、要件及び手続を含む。特に、次のものを含む。最終製品の規格、生産工程及び生産方法、試験、検査、認証及び承認の手続、検疫(動物若しくは植物の輸送に関する要件又はこれらの輸送の際の生存に必要な物に関する要件を含む。)、関連する統計方法、試料採取の手続及び危険性の評価の方法に関する規則、包装に関する要件及びラベル等による表示に関する要件であって食品の安全に直接関係するもの。

SPS 協定 2 条 2 項

加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第 5 条 7 に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

SPS 協定 2 条 3 項

加盟国は、自国の衛生植物検疫措置により同一 (identical) 又は同様 (similar) の条件の下にある加盟国の間(自国の領域と他の加盟国の領域との間を含む。)において恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。衛生植物検疫措置は、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない。

SPS 協定第 5 条 6 項

第 3 条 2 の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定め又は維持する場合には、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でない

いことを確保する。(注)

注：この6の規定の適用上、一の措置は、技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の措置であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該一の措置よりも相当に小さいものがある場合を除くほか、必要である以上に貿易制限的でない。

SPS 協定 5 条 7 項

加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得よう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。

SPS 協定第 7 条 (透明性の確保)

加盟国は、附属書 B の規定に従い、自国の衛生植物検疫措置の変更を通報するものとし、また、自国の衛生植物検疫措置についての情報を提供する。

SPS 協定第 8 条 (管理、検査及び承認の手続)

加盟国は、添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関する国内制度を含む自国の管理、検査及び承認の手続の運用に当たり附属書 C の規定を遵守するものとし、これらの手続がこの協定の規定に反しないことを確保する。

附属書 B (衛生植物検疫上の規制の透明性の確保)

<規制の公表>

1. 加盟国は、制定されたすべての衛生植物検疫上の規制(注)を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように速やかに公表することを確保する。

注：衛生植物検疫措置のうち一般的に適用される法令等をいう。

<照会所>

3. 各加盟国は、利害関係を有する加盟国からのすべての妥当な照会に応じ及び次の事項に関する関連文書を提供する責任を有する一の照会所を設けることを確保する。

(a) 自国の領域内において制定され又は提案された衛生植物検疫上の規制

(b) 自国の領域内において運用されている管理及び検査の手続、生産及び検疫に係る処置並びに農薬の許容限度の設定及び食品添加物の承認の手続

附属書 C (管理、検査及び承認の手続(注))

注：管理、検査及び承認の手続には、特に、試料採取、試験及び認証の手続を含む。

1. 加盟国は、衛生植物検疫措置の実施を確認し及び確保するための手続について、次の(a)から(i)までに規定することを確保する。

- (a) 手続が、不当に遅延することなく、かつ、輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で、行われ、完了すること。
- (c) 要求される情報が、適切な管理、検査及び承認の手続(添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。)に必要なものに限られること。
- (e) 産品の個々の試料の管理、検査及び承認のための要件が妥当かつ必要なものに限られること。
- (g) 手続に用いる施設の場所の選択及び試料の抽出については、申請者、輸入業者若しくは輸出業者又はこれらの代理人に対する不便を最小限にするように輸入産品に係るものと国内原産の産品に係るものとの間において同一の規準が用いられるべきであること。

以上